

委員会議事録

1 水道局関係分

(1) 付託事件審査

- ①議案第28号 公の施設の利用に関する協議について
- ②議案第29号 水道施設の管理に係る事務の受託について

説 明：宮崎業務課長 ～別紙

質 疑

○森戸委員

90ページの協定書についてなんですが、これは利用の割合なんですが、これトン数とか、そういう単位は書かなくていいんですか。

○宮崎業務課長

今回、周南市に水を送るという形の中で発生するのが、うちの財産を貸し付けるということで、これは、乙の利用の割合、3条のところに書いてありますけれども、これは、6,900というのは、熊毛地区の1日最大取水量です。5万がうちの水利権の量になりますので、量でこの利用割合を決めているということでございます。

○委員長

いや、委員言ってるのは、単位を言うちゅんじゃないですか。立米とか、トンとか、それをお聞きになってんじゃないですか。何もないから単位が。そうでしょう。（「そういうこと」呼ぶ者あり）（「割合」と呼ぶ者あり）単位を今おっしゃってるから。（「割合か」と呼ぶ者あり）（「割合になりますので」と呼ぶ者あり）

○委員長

だから要らない。（「はい、そういうことか」と呼ぶ者あり）
森戸委員よろしゅうございますか。

○森戸委員

わかりました。

○委員長

よろしいですね。

○森戸委員

はい。

それと、97ページの委託額の固定費と変動費の部分で、固定費の部分で負担割合とい

うふうなお話でしたが、その負担割合というのはどういうふうに出すんですか。

○宮崎業務課長

負担割合につきましては、現在、私どもの林浄水場の施設能力が4万8,000m³。これは1日の処理能力でございますが、それに熊毛地区の1日最大給水量6,200を足したものを分母といたしまして、分子に熊毛地区の1日最大給水量6,200、これが割合になってきます。

○森戸委員

6,900と6,200の違いは、取水と給水の違いの差が出てくるわけですか。

○宮崎業務課長

そのとおりでございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第3号 平成28年度光市簡易水道特別会計予算

説 明：宮崎業務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

④議案第8号 平成28年度光市水道事業会計予算

説 明：宮崎業務課長、田中水道局次長、森下浄水課長 ～別紙

質 疑

○畠堀委員

資料の23ページにありますように固定資産の売却代金について——済みません。御説明ありがとうございました。

資料の23ページの資金的収入及び支出の中の固定資産の売却代金で、額は少額ですが9万9,000円上がっております。昨年度予算についても6万8,000円上がっておったんですけども、これについて、もう少し詳しくというか、説明が先ほどなかったのを教えて

いただけたらと思います。

○宮崎業務課長

これは申しわけないんですが、何かを想定して予算を組んでるということではありません。固定資産の場合、固定資産の売却ということが起こったときに対応するために、固定資産売却代金という、勘定科目を設定しているものでございます。なぜ、9万9,000円という端数がつくようなものなのかと申し上げますと、これトータル的に端数をまとめているということで、内容的にはないんですが、その数字を入れさせていただくということでございます。

○木村（則）委員

配水管整備事業についてですけども、先ほど御説明……。

○委員長

ページをお願いします。

○木村（則）委員

そうですね。参考資料の12ページ、10ページからです。補助事業が28年度が最終年度に当たるという御説明でありましたけれども、この事業実施することで、いわゆるあくまで給水地域内ではありますけれども、大和地域に限って、どの程度の普及率になるのかっていうのは、ちょっと大まかでも数字はあらわせるものなんでしょうか。

○田中水道局次長兼工務課長

大和地区の普及率は、給水区域内におきましては、はっきりとはちょっと記憶ないです、70%以上は行っとるんじゃないと思うんですけど、詳しくは、またお知らせしたいと思います。

○木村（則）委員

はい、わかりました。いや、正確な数字は私も求めてるわけじゃなくて、ちょっと思った以上にといいますか、想像した以上に普及しているんだなというのが今の感想であると同時に、つまり、最終年度でありますことから、補助事業が最大限に生かせるのであれば、その大和地区に特化した形での工事っていうのがあり得るのかなというような思いで質問をさせていただきましたけれども、これはもう補助事業に対してマックスの工事だというふうに理解してよろしいんですか。

○田中水道局次長兼工務課長

この補助事業っていいますのは、平成23年度までに簡易水道を統合した上水道におきまして、平成28年度まで既存の管の老朽管更新について補助が効きますよと。ですから、新設する管に関しましての補助というのは、これはまた別の問題になると思います。

○木村（則）委員

はい、わかりました。済みません。私も知識不足での質問であろうかなと思いましたが
けども、以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(1) 付託事件審査

①議案第27号 光市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

説 明：西村病院局経営企画課長兼新光総合病院建設副室長 ～別紙

質 疑

○土橋委員

毎年毎年同じことをやられるんですけども、いっそ、金が要らないんなら減額しなさいよ。何でそういうことするの。パフォーマンスでしょう。期末手当やら何やらかんやらってというのは、これは、また別問題やなんだっていうの。はやりじゃないんじゃないから。私はそう思いますよ。何かあったら言ってください。

○森重副市長

パフォーマンスというようなお話がありましたけれども、それは別にいたしましても、市長においては、選挙時の公約において、そのようなことをしております。副市長、私以下特別職については、それに準じるということではありませんけれども、やはり、一般職の職員についても、これまで給与構造改革等々もありましたことから、それに準じて特別職についても、その対応をさせていただいておるということで御理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

○委員長

土橋委員よろしゅうございますか。

○土橋委員

よろしゅうはない。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第9号 平成28年度光市病院事業会計予算

説 明：守田病院事業管理者、西村病院局経営企画課長兼新光総合病院建設副室長～別紙

質 疑

○木村（則）委員

先ほど冒頭で、医師確保については新年度から改めて対策室を設置するといったよう

な御説明があったかと思えますけれども、まず、それに対してのちょっと具体的な予算についてというのは計上されてるのでしょうか。

○田村病院局管理部長

予算的なものは旅費として、100万円を計上させていただいております。

○木村（則）委員

ということは、特にそこに専門的な人間がというよりは、今の病院局の中の対策室ということで、さまざまな仕事も兼任しながらということであろうかと思えますけれども、具体的には、それに任命される人員というのは、誰が何人ということは今の時点でおわかりになりますでしょうか。

○田村病院局管理部長

現時点では、一応私が本部長ということでやっていこうということにはしております。これは議会の一般質問でもお答えしておりますように、基本的には山口大学医局以外の医師の確保を情報を得て動いていこうということでございまして、そういう形で今動こうとはしております。

○木村（則）委員

はい、わかりました。じゃあ、本部長以下は、その都度、適材適所ということで、いろんな活動をこれから展開されるということだろうというふうに理解いたします。

ちょっと一つ医師確保に関して、能動的な手法としては、当然光総合病院に欲しいドクターというものをヘッドハントするとかっていうことも手法の一つとして考えられるのでしょうか。

○田村病院局管理部長

まず、これは光病院だけではなく、光、大和両病院に対してということでございます。それと、ある程度当たりをつけていくというのはあろうと思っております。そのためのまず情報収集。山大医学部以外の。そういう形を想定はしております。

○木村（則）委員

その当たりってというのは、どういう当たりなんですか。

○田村病院局管理部長

例えば、いろんな情報、この前も事業管理者がおっしゃいましたけれども、例えば、光周辺の高校を卒業されて、山口大学以外の医学部に進学をされて、就職をされてる。そういった方だとか。あるいはいろんな情報っていうのは、ひょっとしたら委員さんもお持ちかもしれませんけれども、そういったものを集めまして、ある程度そういったものを集約をして、実際出向くという形になれば、そういうことでお話をさせていただいて

ということでございます。

○木村（則）委員

はい、わかりました。光市に当然何かしら御縁があるという方で、既にどこかにお勤めの方に、ぜひ光のほうに来てくださいと。そういう意味では、ヘッドハントということになるかと思えますけれども、そういうような形をとられるという理解でよろしいですね。

以上です。

○森戸委員

2 ページの一般会計の負担金の3,300万円の減額のところで、10ページで救急救命の医療負担金が減ったというのが主な部分だと思いますが、これはなぜ減ってくんですかね。その辺を御説明をいただけたらと思います。

○森重副市長

一般会計からの繰入金のことでございますので、私のほうからお答えをさせていただこうと思います。

28年度の病院会計に対します、いわゆる一般会計からは繰出金、病院会計から言えば繰入金になりますけれども、その算出根拠でございますけれども、28年度につきましては、地方交付税のいわゆる算入額をベースに、それプラス基準以外のシャトルバスの費用を一般会計からの繰出金として、病院会計のほうに繰り出すということにさせていただいておるところであります。

以上です。

○森戸委員

いや、だから、どこの部分がどう減ったのかというところが知りたいんですけど。

○森重副市長

どこの部分かというふうに、今、委員からは御質問でございますが、まさに参考資料の10ページのところに内訳をこのたび病院のほうに記載をさせていただいておるわけでございますが、主には、その影響を受けているのが救急医療の負担金のところだというふうに御理解いただきたいと存じます。

○森戸委員

いや、それはわかるんですが、なぜ、そこの救急分が減ったのかというのを聞いているんです。

○森重副市長

地方交付税の算入の、算入の積算が実は積算がその割合によって、何の恣意的な要素

はないわけでございます。地方交付税におけます算入の基準額がそのようになっているのでということでございますので、御理解いただきたいと存じます。

○森戸委員

わかりました。トータル数とか、そういうものが減っての、その影響かと思ったんで、そうではないということですね。わかりました。

○委員長

ほかにございませんか。

○森戸委員

いやいや、まだ続いています。

○委員長

どうぞ。

○森戸委員

12ページですけど、検査委託のところなんですけど、これは内部でやってたものを外部で発注するというところなんですけど、どういうものを内部でやっていて、どう委託をしていくのか、その辺のところをちょっと詳しく説明をいただけますか。

○小田大和総合病院業務課長

検査委託のところなんですけど、来年度4月から検査の病理検査について、外部委託のほうをすることにしております。

○森戸委員

それを委託することに決めたというのは、どういう背景があるんですか。

○小田大和総合病院業務課長

検査技師で病理の資格を持っている職員がおりましたが、このたび定年退職ということになりまして、そういった関係で外部に委託するということにいたしました。

○森戸委員

それはわかりました。今後は、そういった資格を持った方を採用するとか、そういう方向はあるんですか。

○小田大和総合病院業務課長

ありません。

○森戸委員

はい、わかりました。経費が増えていくわけですから、退職したから外に出しゃええやということも方法だと思うんですが、内部でできるもんなら内部でできるようにやっていくというのが経営なのかなというふうに思います。その意思がなければ、しょうがないなというところでございますので、びっくりしました。

13ページの医療機械の備品を新規で今回買われて、こういった物に関しては、8,500万円購入されてるということで、下世話な話でありますけれども、新病院に持ってけるとか、持ってけないとか、そういう部分のところはどうなんですか。使い切って、その新病院までで終わりなのか、その辺のところはいかがでしょうか。

○田村光総合病院業務課長

来年度の医療機器につきまして、院内で各部署から申請を上げていただいております。そのヒアリングを行いまして、なるべく新病院にも持ってける物の更新を優先して行うようにしております。できるだけ持ってくようにしたいと考えております。

○森戸委員

はい、わかりました。それと次の14ページで、今回病院の改良工事で、大和の部分で事務室を移すということだったんですが、ちょっと聞き取れなかったもので、どういったお部屋を、何か2階から1階に移すということの説明があったと思うんですが、その辺のところ、もう少し詳しく説明をしていただけますか。

○小田大和総合病院業務課長

現在、大和総合病院では、事務部が医事課、それから業務課、2つ課がございます。それで来年度から、この課を一つの課にまとめたいとすることにしております。それで現在1階に中央受付のところに医事課がございまして、2階のほうに研究棟になるんですが業務課の事務室があります。2つの部屋があるんですけども、事務部1課になるということもございまして、職員もかなり減少しております、1階のほうにまとめたいほうが効率的ではないかということで、業務課のほうに医事課のほうに移ろうじゃないかというふうな計画を立ててございまして、この防災盤なんですけれども、これが2階の業務課のほうにございます。そちらの部屋が空室になるということで1階のほうに移設をするという計画を立てております。

○森戸委員

了解しました。それでまず一つは、防災盤というのは何なんですか。

○小田大和総合病院業務課長

火災、主に火災報知機、それから空調の関係、それからエレベーター、以上でございます。

○森戸委員

要は集中管理を移すというような考え方だろうと思いますので、了解をいたしました。
じゃあ、空いたところはどういうふうにされるんですか。

○小田大和総合病院業務課長

具体的にどういう部屋にするというのは、まだ決めてはおりませんが、会議室または倉庫に利用をしたいと思います。

○森戸委員

了解しました。

○土橋委員

今の話なんですが、そうすると下におりるということになってくると、2つが一緒になるちゅうんですけども、何人体制ですか。

○小田大和総合病院業務課長

12、3名になります。

○土橋委員

業務課の仕事と医事課の仕事とはどういうふうな内容なのか、ちょっと教えてください。

○小田大和総合病院業務課長

医事課のほうは医療事務をしております。主に診療の医療費ですね、そちらのほうの計算をしております、あと診療報酬の請求のほうをしております。

それから、業務課のほうは職員の福利厚生、給料のほう計算、あと設備、あとは病院全体の組織の管理、委員会、会議等の管理のほうを行っております。それから、予算、決算をやっております。

以上です。

○土橋委員

事務部長の部屋も2階にありますけども、これも下に下がるちゅうことですか。

○小田大和総合病院業務課長

事務部長室のほうも1階のほうにエリアをつくりたいと考えております。

○土橋委員

今までは医事課長がおり、業務課長がおりという形でしたけども、今度はどうなるんですか。下に降りるということは課長も1人にするというふうに認識していいんですか。

○田村病院局管理部長

今、その方向で考えております。

○土橋委員

それはどういうふうに理解しとったらいいですか。

○田村病院局管理部長

業務課と医事課を一本にしまして、課長職を1名で行っていくということを今考えております。

○土橋委員

光総合病院はどうなってます。

○田村病院局管理部長

今、業務課1本でございます。その中に医事係と管理係がございます。

○土橋委員

じゃあ、課長は両方ともおらんちゅうことですね。

○田村病院局管理部長

課長は1名でございます。光病院のほうは。事務のほうは1名でございます。

○土橋委員

これ実際にはやりたくてやったわけじゃないんじゃないかと思われるんですよね。対象者というか、これまでの職員採用のあり方みたいなものが今問われてるのかなというふうにも思うんですよ。だから、正常か、不正常かちゅう話じゃなしにしても、これからの将来的展望として、どのような形で幹部をつくり上げていくかというようなところには、私が言うほどの問題でもないけども、あなた方のほうが切実なんだろうから、よくよく考えていただきたいということをお願いをしときたいと。

それと、病院を新しく造るということについては、これまでいろんなところで、議会もそうでありますけれども、要望だとか、要求だとかっていうのは出ておりましたけれども、基本設計をやるについて、それは生かされてるんですか、どうなんです。どのように生かされてるかっていうのをお聞きしたいんです。

○田村病院局管理部長

要望というものがちょっと私具体的に思い浮かびませんが、議会のほうで議決をいただきました、26年度9月議会でしたか。議案として議決をいただきまして、基本的にはその中に参考資料ということで基本計画というものを添付させていただいて、それに基づきまして、病院局としては、現在進行形ではありますけども基本設計を仕上げているというような状況でございます。

○土橋委員

いやいや、今の答弁がそうだろうと思うのは、大変言いにくいんじゃないけども、病院は議会で提案をしても全くそれについての経過報告みたいなもの全くないんですよ。あれ、言うだけ言わせえというような姿勢なのかなと思うところが多々あるんですよ。というのが、今あなたが何のことやらわからんというふうにおっしゃいましたけども、例えば、終末医療の場合においては、あの広いところで、どこで、どういうふうにするのかというのを議会でも大論議になりましたよ。そのことだって、基本設計のところではそれなりのこと、もちろん設計されるんですから。でも、その経過、何でこうなったのかというのも何もないんですよ。あるいは、つい3月議会でもありましたが処方箋の問題についても院内処方というの、もちろんあなた方のほうがそういう意味においちゃ、2倍も3倍も10倍もよく知っておられるんですよ。我々も院内処方あるいは院外処方においても、こういうようなやり方、ああいうようなやり方っていうような形で提案をしましたけれども、それがどこにどう生かされてるんだらうかと。何をやってもナシのつぶてと。これからも、そういうふうな形で行かれるのか。議会なんちゅうのは関係あるかと、言わせとけというふうな形で行かれるのか。今言ったようなものが本当に実施設計のところではどういうふうに生かされるのか、また生かそうとしているのか。いや、関係ないと思っておられるのか、その辺のところをちょっとお聞きをしてみたいと思うんですよ。誠意ある回答をお願いしたいと思う。

○田村病院局管理部長

今、緩和ケア病棟であったりとか、院外処方の話が具体的に出てまいりました。確かに委員さん言われるように、この委員会でもかなりそういった御質問なり、やりとりはやってまいりました。そういった意見を受けてということになるかどうかはちょっとあれですけども、実際具体的に現在緩和ケア病棟を20床、当然施設基準に合わせたものということをつくっておりますし、院外処方につきましても同じ病院の敷地の中にそういった土地を確保しておるといような状況で、具体的には、また、これはあくまでも基本設計でございますから、当然実施設計のベースになるものでありますんで、いろんなものをその中に入れ込んでおるといような状況でございます。それをまた実際、実施設計に向けて今度はより詳細な図面を書いていくということになろうと思います。今言われるように議員の皆様を含め当然市民の皆様に対しましても、その内容については議会でも答弁しておりますように公表させていただくということは今計画をしておるといような状況でございます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○磯部委員

先行委員がある程度質問されたので、1点だけ確認をさせていただきたいと思います。こちらの予算参考資料のところでは御説明がありました、11ページ、12ページもありま

す医事業務、それぞれ委託料が増えておりまして、御説明の中では健診事務などの追加という御説明がありました。このあたり両方ともこの健診についてはいろいろ充実されておりますけれども、もう少し詳しく御説明いただけたらと思います。

○田村光総合病院業務課長

光総合病院の医事の委託業務でございますが、平成26年度末に1名職員、臨時職員でございますが、退職になりましたので、その業務を委託することにいたしましたので経費のほうが増えております。

○小田大和総合病院業務課長

大和総合病院では健診科というところがございます。従来そちらのほう正職員と臨時職員のほうで担当しておりましたが、ことしの1月から全面的に委託業者さんのほうに委託を行うことになりました。それで、来年度から委託料のほうが増加しているという状況になっております。

以上です。

○磯部委員

ていうことは、内容ではなくて人の状況で、要するに外部に委託すると、そういった予算が増えたという認識でよろしいのでしょうか。

○田村光総合病院業務課長

はい、そのとおりです。

○小田大和総合病院業務課長

大和総合病院のほうも、そのとおりです。

○磯部委員

いや、わかりました。済みません、私が委託、健診業務をどういう人材で、どういうふうに戻してるのかっていうのがちょっと頭の中で全部整理できなかったものですから、一部をその人材を委託しているという認識でよろしいんですね。

○田村光総合病院業務課長

光総合病院では、健診事務の業務でございますが、これは1名で行ってございました。その職員が退職しまして、退職と言いましても、これ正職員に変わったわけでございますが、退職しまして、そのかわりに業務を行うためにということになります。

○小田大和総合病院業務課長

大和総合病院のほうでは、健診、人間ドック等、全て健診科というところが担当しております、全て全面的に委託をするようになりました。

以上です。

○磯部委員

はい、わかりました。光はお1人でやられてた部分だけということでしたね。了解いたしました。はい、ありがとうございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

④議案第10号 平成28年度光市介護老人保健施設事業会計予算

説 明：高山介護老人保健施設事務長 ～別紙

質 疑

○森戸委員

参考資料の4ページ、音楽活用事業というのがあると思います。これは音楽療法といえますか、そういったことで導入がされたと思います。最近の状況っていうんですか、これは年々その活用が減ってきてるのかなと思うんですが、その辺のところはいかがですか。

○高山介護老人保健施設事務長

最近の活動としましては、月に3回程度、認知専門棟の利用者を対象にうちの職員とピアノ弾かれるピアノ講師の方、それから月に1回、山口のこども音楽センターから音楽療法士の資格を持っておられる先生が指導に来られますので、継続的には活動してると考えております。

以上です。

○森戸委員

いや、最初導入するとき、確か非常に効果があるようなことで御説明があったんですが、それがどんどん予算も削減されてきてる模様ですので、そういった部分に関してはどうなんですか。

○高山介護老人保健施設事務長

効果のほどは、先日発表を聞く機会ございまして、認知症の方には極端な効果の向上というのは見られないようなんですが、少しずつの効果はあります。物を言わなかった人が少し笑顔が出てきたと、そういう報告は受けております。

以上です。

○森戸委員

はい、わかりました。形状的に数字としては大きく変わらないと思うんですが、今回の予算をつくられて、特筆すべき、今年のポイントといいますか、ことしはこういうものに手をつけようとか、こういったサービスを充実させようとか、そういう大きいところでの取り組みとか、そういうものはないんですか。

○高山介護老人保健施設事務長

特に大きく目標を掲げたことはございませんが、通所の方を増やすのが目標でございますが、それ以外は、とりあえず現状で皆さんにサービスできるように頑張っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○森戸委員

わかりました。数字的にはそんなに大きく変わるものではありませんので、毎年これだけの予算でも、通常我々でもそうですけれども、新しい、このように取り組もうとか、毎年毎年新たに目標ができてやっていくものだと思うんです。ぜひ、そういうものがあればいいなと思いますので、質問になってるかどうかわかりませんが、以上で終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

3 福祉保健部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第21号 光市やまとふれあいセンター設置条例を廃止する条例

説 明：中邑高齢者支援課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

①議案第1号 平成28年度光市一般会計予算（福祉保健部所管分）

説 明：杉本福祉総務課長 ～別紙

質 疑

○加賀美委員

まず、85ページをちょっと見ていただきたいと思います。下のほうに戦没者遺族の援護事業っていうのがあります。これは今年度が弔慰金の申請手続のときじゃないかと思うんですけども、先般ちょっと市民の方から話があったんですけども、手続に行ったら、昭和19年とか、18年に死んだお父さんのいわゆる死んだという結果を除籍謄本か空戸籍を出してほしいということで出したんですね。昔あったやつを。そしたら最近のやつじゃなくちゃいけないという話があったそうなんですけども、その辺はどういうお考えか聞かせていただけたらと思います。

○杉本福祉総務課長

ただいまの御質問ですけど、特別弔慰金の受け付けのことでよろしいでしょうか。それとも戦没者遺族援護事業補助金のことでしょうか。

○加賀美委員

特別弔慰金だと思います。

○杉本福祉総務課長

現在、申請を受け付けています第10回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金につきましては、平成27年4月1日を基準として、基準日に生存されていた方が対象となります。提出書類であります戸籍関係書類につきましては、平成27年4月1日以降の認証日のものを提出するよう厚生労働省が作成した手引き及び山口県厚生課の指導に沿って対応しているところでございます。

○加賀美委員

これはやっぱり国に言うてもらわんにゃいけないと思うんですよね。結局、もらう本人のこれは戸籍謄本なら現行、今3カ月以内にせんにゃいけないですけども、昔死んだお父さんが昭和18年とか、19年、このあたりに亡くなったっていうものは、過去のやつだって過去の謄本で十分わかるんで、今変わるわきゃないんですから、その辺はおかしいんじゃないかと思うんですけど。住民のおっしゃるとおりだと思います。今のように、国、県じゃないですか、県の達しでそういうふうになったっていう話ですけども、これはちょっとおかしいんじゃないかと思うんですよ。過去亡くなろうが、昨年亡くなろうが、もちろん戦争で亡くなったお父さんのことですから、恐らく20年以前に亡くなったちゅうことなんでしょうね。それは昔の戸籍謄本でいいじゃないかと。何で3カ月以内の除籍謄本を取ってやらんにゃいけないのかと思うんですけども、この辺はどうなんでしょうか。

○杉本福祉総務課長

この特別弔慰金の申請に関しては、戸籍抄本を請求者の方全員が提出していただく義務となっており、平成27年4月1日より前であれば取り直していただくこととなります。平成27年4月1日以降であれば有効期限の設定はありませんので、そのまま提出いただくことになっております。

○加賀美委員

何かちょっとかみ合わないですよね。結局、この申請をする人はこのたびから新たに申請するわけだから、これは現在の戸籍謄本、現在生きてるという証明はこれは要と思います。その前にもう一つお父さんが死んだ実績を持って来いと言われてたってことです。だから、昔あった謄本を出したと。そしたら、それじゃいけない。今おっしゃったように、27年4月1日以降に取らんにゃいけないっていうお話です。そういうことはちょっとおかしいんじゃないかと思いますが、何でそういうふうにしなくちゃいけないのか。亡くなったと実績さえ入っちゃればいいんじゃないかと思うんですけど。その辺はちょっとお帰りになって、またもう1回検討してみてください。県がおかしければ県に言う、国がおかしければ、国のほうに言うっていう形のほうが正しいんじゃないかと思います。何かあれば。

○近藤福祉保健部長

加賀美委員が申されるのは、基本的に国から委託を受けて我々も事務をやっておりますので、書類についてはその国の指示どおりやらざるを得ない部分があります。

それと申しわけございませんけれども、この特別弔慰金に関しましては、この予算とはちょっと直接関係のない項目でありますので、また御要望はそういうことで承らせていただきたいと思っております。

○加賀美委員

わかりました。予算に関係ないっていうか、今回は予算全般の話ができますんで、だ

から、それで一緒に合わさせていただきました。

じゃあ、もう1点お願いします。117ページの自立相談支援事業等の委託料について先ほど説明がありました。27年度からやっとな。27年度は、予算は50人を相談員として305万円だという予算になっていたわけです。今回は約3倍になってんです。その辺の理由は、非常にそういう生活困窮者の相談が多かったんで、それで増やしたってことだと思いますが、その辺の事情をちょっと教えていただけたらと思います。

○杉本福祉総務課長

このたび、社会福祉協議会が行う事業の実情に合った組織体制の見直しとして、正規職員2名を増員することに伴いまして、業務量としては人員1名分の予算を社会福祉協議会の受託事業である生活困窮者自立支援事業へ組み替えています。

○加賀美委員

わかりました。いわゆる労務費として、その2人分が増えたと、こういうことですね。よくわかりました。

以上です。

○森戸委員

ちょっと今ので確認ですけど、87ページで社会福祉協議会の補助金が2人分増えたという部分が今の部分と重なりが何かあるんですか。

○杉本福祉総務課長

そのとおりです。

○森戸委員

了解しました。

それと、ひかりおでかけマップについてお尋ねをいたしますが、これはいつぐらいまででできる予定にしておられますでしょうか。

○杉本福祉総務課長

平成27年度におきましては、市内小学生13名と障害のある人やその支援者とともに市内施設6カ所を訪問、バリアフリーの状況等を体験的に学習し、掲載内容の選定を行っているところです。平成28年度は、障害者差別解消法の周知のPRも含め、商工会議所等からの協力を得ながら掲載内容について整理し、1月末をめどにできるだけ早目に作成できるように努めていきます。

○森戸委員

障害者差別解消法が今年度から施行されるということで、この13人の小学生が学習をされたということなんですが、学習されてみてどんなでしたですか。どういうふうに感

じられたとか、その辺の小学生の感覚というんですか、その辺がちょっとお知らせいただけたらと思います。

○杉本福祉総務課長

障害者のある人と一緒に体験しながら、支援者の方とお互いに相互の触れ合いというか、その辺で心のバリアフリーという勉強、学習をされたと思います。

○森戸委員

わかりました。障害者差別解消法については、合理的配慮の部分をどう理解してもらおうかというところが、いろんな場所、例えば学校とか、周知の部分というんですか、その辺のところが一番ポイントだと思うんですが、その辺のところは、今年度としてはどのように考えていらっしゃるんですか。もう施行されるということで。

○杉本福祉総務課長

障害者差別解消法についての周知でございますが、障害者差別解消法の趣旨について、12月に市ホームページに掲載したほか、3月10日号市広報にも掲載し、周知することとしております。

さらには、平成28年度予算で障害者差別解消法についてのパンフレットを作成し、市役所や出張所窓口だけでなく、商工会議所や商工会の協力を得ながら、市内各事業所にも配置・配布を依頼し、周知に努めていきます。

○森戸委員

わかりますが、この差別解消法の法律の部分の中身については、非常にわかりにくいところがたくさんありますので、いろんなことをやられながらも、積極的な理解が深まるように努めていただけたらと思います。

それと91ページで、どの項目だったかわかりませんが、光市としては精神障害をお持ちの方が増えたというふうに言われたと思うんですが、その背景っていうのはどういふものがあるんでしょうか。それに関連して、予算も増やしたというようなところがあつたと思うんですが。

○杉本福祉総務課長

精神障害者の方につきましては、今まで在宅におられた方が利用できるサービスが広がって、周知が行き届いたことによって、増えているという状況であります。

○森戸委員

了解しました。

○近藤福祉保健部長

先ほど、87ページの中ほど、上から事業としては2事業目の地域福祉活動推進事業、

社会福祉協議会に対する補助金ですが、先ほどの生活困窮者のほうの予算と関連を御質問なされた部分についてですが、関係あるというふうに申し上げたんですが、これは体制強化のために2名の新規採用等の、事業の組みかえもあるんですが、そういう増額です。

先ほどの生活困窮者自立支援事業のほうにつきましては、社協の職員の中からその人件費をそこに組み替えて持って来てるんで、直接的な関係はございません。済みません。訂正させていただきます。

○木村（則）委員

済みません。ちょっと私も生活困窮者自立支援についてお伺いしようと思ったんですけども、先ほどの説明の中で、いわゆる事業の充実を図るということでした。何かしら新しい取り組みといたしますか、見直しとか、そういったものがあるんでしょうか。そこがポイントかなっていうふうに思うんですけど。

○杉本福祉総務課長

新しい取り組みではございませんが、平成27年4月から本市の委託事業として、社会福祉協議会が自立相談支援事業を開始しています。当初より、相談窓口や制度内容の周知等により相談件数が増えているのも事実です。また、経済的困窮に伴う相談に加え、日常生活、債務、病気等の複合的な相談もあり、相談内容や件数に見合う支援体制の整備が必要であることから、業務量に伴う予算措置を行っています。

○木村（則）委員

わかりました。支援体制の充実というふうに理解いたしました。

ちょっともう1点、97ページ、総合福祉センター運営費の下から4行目の環境衛生管理委託料、これはどういった内容のものなんでしょうか。ちょっと教えていただきたいと思います。

○杉本福祉総務課長

ビークルーエッセに委託してる環境衛生管理委託料でございます。

○木村（則）委員

委託先を聞いてるんじゃないかと、委託内容、業務内容をちょっと教えて下さい。

○杉本福祉総務課長

施設内の清掃等の業務であります。

○木村（則）委員

わかりました。これはちなみに、せっかくですから、どのぐらいの業務量があるんですか。業務量って言うのは、1年間何日程度あるのかってということですが。

○小田福祉保健部次長

これは、ただいま課長が申しあげましたように、あいぱ一く光の清掃一般をやっているだけであります。ほぼ毎日の掃除とそれと年に、ちょっと記憶があれですが、数回の特別清掃という形での窓のガラス拭き等々も行っているだけであります。

以上でございます。

○木村（則）委員

わかりました。ほぼ毎日ということでありました。583万円ですからね。

○委員長

質問ですか。

○木村（則）委員

いやいや、ひとり言じゃないんですけど、300で割ると1日2万円ということでしょうから、ほぼ、お一人がフロアを掃除されるというような理解でよろしいんですかね。580万円ですよ、300日程度としても2万円程度。

○小田福祉保健部次長

2名でございます。

○木村（則）委員

わかりました。以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

説 明：中邑高齢者支援課長 ～別紙

質 疑

○加賀美委員

99ページの大和のふれあいセンターの施設の解体工事なんですけど、それに解体設計等の委託料が80万円出ています。普通の民間でしたら見積書を出して、きちっと安全上やれますかと、そして入札の金額をきちっと出せると思うんですけど、こういう公共施設っていうのはどうしても設計等の委託料が必要になってくるんですけども、これはどういう理由で、こういう委託料が上がってくるのか。その辺を教えていただけたらと思います。

○中邑高齢者支援課長

解体工事は建設リサイクル法に基づいた分別解体を行う必要があります。工事の入札

に当たりまして、事前に建物に使用されているコンクリートや鉄木材など各産業廃棄物別に体積や重量を算出し、解体や処分に関する単価を調査し積算することなどがございまして、解体工事を円滑に進めるためには必要である業務でございます。

以上でございます。

○加賀美委員

確かに解体業の方々には、そういうようなものはちゃんとやらなくちゃいけない業務として決められてるわけですよ。だから、別に委託料として出さなくちゃならんってところが僕はよくわからないんですよ。だから、入札するときに、ちゃんとそんなもんも用意して出ささいよでいいんじゃないかと思えますけども、そののところはどうなんでしょうか。やっぱり、公共工事っていうのは確実に、そういった設計委託料をつくって、そうしなくちゃならんようになってるのかどうか、そこを教えていただけたらと思います。

○中邑高齢者支援課長

大和ふれあいセンターの建物につきましては、先ほど申しましたようにもともとの建築資材別のリサイクルに基づいた分別解体が必要になります。工事入札を当たりまして、設計を出すに当たり事前にどういった物か、どの資材が使用されている、あるいは処分経費がどれぐらいかかるかといった積算が必要になるものでございます。

以上でございます。

○加賀美委員

じゃあ、ちょっと聞いてみたいと思いますが、解体工事について、小屋の解体工事とか、いろいろあるんですけども、出さなくちゃいけない基準はどのレベルからですか。基準があれば、教えていただきたいと思います。

○中邑高齢者支援課長

どの規模の建物について事前に解体設計が必要かというところは、よく把握はしてありませんが、分別解体につきましては、床面積80m²以上の建物については、建築リサイクル法に基づいて分別の必要があると定められているところでございます。

以上でございます。

○加賀美委員

産業廃棄物の処理については非常に厳しくなって、分別はもう少なくともやらなくちゃならん。だから、それは解体工事に伴い、当然のことなんだろうと思うんです。だから、恐らくそういう処理については、産業廃棄物の処理業者が担当してると思うんです。今のお話は、だから、80m²以上の解体の場合は解体設計等の委託料が生じると、そういう理解でよろしいでしょうか。

○中邑高齢者支援課長

申しわけございません。80m²以上については法に基づいた分別解体が必要だということでの定めでありまして、建物解体に当たって事前に設計が必要かどうかというところの判断基準とは異なります。事前の設計が、こういった建物であれば、こういった大きさのあるいはこういった構造の建物が必要かということは、申しわけございません、把握はしておりません。

○加賀美委員

わかりました。恐らくその基準があるんだろうと思うんです。だから、そうしなければ、別にもう設計等の委託料なんか生じないで、一斉に入札をやって、入札の条件として、そういうことをきちっとやって、審査のときに入札のあれを出しなさいと。そういうことでいいと思うんですけど、そのへんは私ちょっと疑問を感じましたので聞いてみました。また、きちっと整理しとっていただきたいと思います。

以上です。

○森重副市長

今回の解体の要は設計委託料が適切であるか否かという御質問だったように思うんですけども、そもそも公共工事におきます要は設計書を作成するに当たっては、何らかの基準が必要になってくるわけでありまして、その今回の基準は、解体するに当たって、どのような素材、要は資材が使われて、その資材を解体するのにどの程度の経費が必要であるかということをも第三者が積算をし、それをもとに設計書を作成していくことが常でありますことから、今回の予算に計上させていただいているというふうに御理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○加賀美委員

確かに、それはあると思います。でも、何か無駄な費用じゃないかなと思うんです。80万円もかかるのかなと。そんなにかかるものだろうか。普通の民間業者でしたら、ちゃんとそういったものを含めて計算して入札を出しなさいという形の中に、別に解体設計等の委託料を出さなくても全体の予算で出す。それを込んで予算を出したらいいんじゃないかと思うんですけど、やっぱり公共工事はそんなが必要なんだなという今理解をしています。その辺については、こちらもまた勉強をしてみます。済みません。

○木村（則）委員

いや、私はちょっと関連ですが、一定の理解はしているつもりではあります。その解体工事に際して適切な予定価格を算出する上で、反対に正確な解体工事費を算出することのほうが合理的だという判断もあろうかと思えますし、今、同僚委員がおっしゃったように、行政の建物でしょうから、これまでも十分な資料が残っている。その資料を業者に渡して、当然分別なり何なりっていうコストを算出して、合わせて入札を実施するっていうやり方もあろうかと思えます。80万円っていう数字が高いのか安いのか。とは

言いましても、市民感覚から言えば中古車ぐらいは買えるような金額でもありますし、この80万円という金額の内訳ですよ。人件費があったり、直接経費、間接経費があったり、どういったものを積み上げて、この80万円というものを出したのか、お示してください。

○中邑高齢者支援課長

内訳でございますけれども、国が示す積算基準に基づいて出しておりますが、詳細に申し上げますと人件費と諸経費ということでございます。

以上でございます。

○木村（則）委員

一応、人件費がちなみに幾らかお尋ねしたいと思います。

○森重副市長

積算単価でございますが、人件費は単価は申し上げることができるんですが、人役等を申し上げますと、今後この事業については入札行為になろうと思いますので、そのあたり支障が生じますので御理解いただきたいと存じます。

○木村（則）委員

これはでも設計のための人件費で、国の料率に基づいたものでしょうし、解体工事に支障があるというのが、ちょっと理解できないんですけど、もう一度。

○森重副市長

解体設計等委託料に対する入札を行うときに、これから委託業務に対して設計をし、予定価格を設定していくわけでございますので、例えば普通作業員であったり、専門的な建築士の1日当たりの人役についてはお答えはできますけれども、それが例えば10人役にしていますよとか、例えば面積をこの程度にしていますよというのは、なかなかここで申し上げますと今後の業務の支障が生じますのでということで、御答弁を申し上げたというふうに御理解をいただきたいと存じます。

○木村（則）委員

わかりました。私のほうが勘違いしておりました。了解いたしました。

最後に、この解体工事って延べ面積は幾らあるんですか。ちょっと構造と面積を教えてくださいませんか。

○中邑高齢者支援課長

建物面積は108.07m²でございます。構造は木造でございます。済みません、木造と鉄骨でございます。

○委員長

一部鉄骨ということですか。中邑課長、構造材は一部鉄骨ということですか。

○中邑高齢者支援課長

構造につきましては、木造と鉄骨づくりでございます。面積についても訂正をさせていただきたいかと思えます。面積につきましては、161.9m²でございます。

以上でございます。

○木村（則）委員

161m²程度っていうことが、50坪弱になりますか。ちょっと大き目の木造住宅、一部鉄骨っていうことで、梁か何かがスパンで飛んでるんじゃないかなと想像するわけですが、それに対して解体の材料費、その数量を積算する。80万円ということでありました。

○委員長

よろしいですか。質問ですか。

○木村（則）委員

いやいや、了解いたしました。

○森戸委員

95ページの緊急通報体制整備事業費について、お尋ねをいたします。

今回上がってる部分は消防の方式のほうの部分だということだったんですが、新しく導入する方式と比較をして単価的にはどのように違いがあるのか、その辺のところをまずお知らせいただけますか。

○中邑高齢者支援課長

今、単価ということで御質問いただきました。消防方式では機器を購入しております。センター方式は機器がレンタルということになりますので、単純比較は難しいところではありますが、1台当たりの機器の値段で申し上げますと、消防方式は購入になりますので、1台当たり7万1,415円ということになります。センター方式では機器のレンタル費用が月額が756円。仮にこれを5年間としますと、月額の12カ月の5年間で4万5,360円。機器の比較についてはこうなります。そのほかの経費としまして、消防方式では別に通報を受信するサーバー使用料月額8万6,400円があります。センター方式ではサービス利用料というのが1台当たり月額で1,944円、現在約設置数が400台になりますので、サービス利用料月額がおおよそ77万7,600円といった費用になります。

以上でございます。

○森戸委員

最終的に比べていくと、お金のところはどうなりますか。それにプラスされる付加価

値というものは当然、安否確認をしたりとかというのがあったと思うんですけども、それも含めて。

○中邑高齢者支援課長

今回、方式変更する大きな要因は、センター方式では委員さん御説明ありましたように受信センターからの月1回の安否確認や通報テストが行われるということで、高齢者の在宅生活の安心の向上を図ることが第一義的な目的でございます。

経費のことの御質問でございますが、実際、総事業費で申し上げますと、センター方式は消防方式の倍以上の経費がかかるようになります。

ただし、センター方式は介護保険制度の地域支援事業の対象となります。そうしたことから、実質の市の負担分につきましては当面現行の消防方式の2分の1程度の負担になるというところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

わかりました。一般会計から特別会計のほうに移行しますから、そういうことで、よく理解ができました。

それと、災害時要援護者の把握事業についてなんですが、現在どのぐらい把握をされていて、今年度どのぐらい把握をして、最終的に完了というのがあるんですか。

○中邑高齢者支援課長

要援護者、いわゆる災害が起きたときに自力で避難が困難だと申し出をされておられる方の人数が今何人かということで、2月末現在で申し上げますと、1,100人でございます。26年度末が1,022人でございますので、78名が今年度新たに申し出をされた方となります。

目標につきましては、特に目標を定めているものではございません。あくまで御自分が災害が起きたときに避難が1人では無理だと言われる方になるべく周知を図って、そういった方に登録をしていただくということで考えております。

以上でございます。

○森戸委員

目標はないとは言いながらも、発見をして支える人を見つけてというのが必要だと思いますので、大体想定してるんじゃないかと思うんですけど、大体このぐらいの人数がいらっしゃって、そこまでは把握しようというためにやるんではないんですか。

○中邑高齢者支援課長

対象者につきましては、主にひとり暮らし高齢者あるいは重度の障害者ってことで、ひとり暮らし高齢者につきましては、各民生委員さんに直接訪問していただいて、事業周知を図って、必要な方にはそういった登録を勧めていただくようお願いしております。

すし、障害者の方につきましては、障害手帳等交付のとき、直接窓口でこういった説明をさせていただいて、登録につなげているところでございます。

以上でございます。

○小田福祉保健部次長

今の目標数値として明確には掲げておりませんが、今課長が申しあげましたように、高齢者の対象者につきましては、在宅で65歳以上のひとり暮らしあるいは75歳以上のみの世帯を、奥さんも旦那さんも75歳以上ですが、これが大体ちょっと27年の3月末の数字しか持ってないんですが、その時点で高齢者の対象が約3,600名というふうにつかんでおりますので、そのうち1,000名と、ざっくり申しあげますと、それと障害者の方につきましては、在宅で身体障害者1級2級、療育手帳のA、精神障害1級の方ということになります。これが対象が752ぐらいであります。合わせまして、4,300名ぐらいということになっております。

以上でございます。

○森戸委員

よくわかりました。今おっしゃられた4,300っていう数に対して、1,000ちょっとというところで、やはり、防災の観点からすると、ここの把握をどうしていくかというのが要援護者でございますから、一番の肝だと思っておりますので、なかなか手を挙げないというのわかりますけれども、把握ができるように努めていただけたらと思っております。

以上で終わります。

説 明：杉岡子ども家庭課長 ～別紙

質 疑

○畠堀委員

新規事業であります保育士等就労促進給付事業について、この制度の狙い等について、詳しく御説明いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○杉岡子ども家庭課長

この制度は新たに28年度に実施する事業でございますが、昨年度に策定しました光市子ども・子育て支援事業計画に基づきまして、教育・保育基盤の充実の一環としまして、保育士等を確保しやすい環境を整えるとともに、あわせて本市への定住促進を図ろうとするものでございます。

○畠堀委員

そうしますと、保育士の確保ということになりますと、現在の光市内の私立の園の保育士の配置状況といいますか、それとあわせて配置基準というものもあるんだろうと思

ますけど、そのあたり少し御紹介いただけたらと思います。

○杉岡子ども家庭課長

私立保育園の状況でございますが、平成27年4月1日の状況でございます。私立保育所8園では保育士の常勤職員が95人、非常勤職員が59人、それと本市から施設型給付費を支出しております私立幼稚園4園では、幼稚園教諭の常勤職員16名、非常勤職員6名の合わせて176人が勤務しているところでございます。

職員の所定の人数でございますが、委員さんも言われましたが、入園児童の年齢に応じまして配置する職員の数が定められております。ちなみにゼロ歳児でございますが、3人に1人、1、2歳児は6人に1人、3歳児は20人に1人、4、5歳児につきましては30人に1人となっております。各園の入園児童数によって必要人数は異なりますほか、各園で教育・保育内容に応じた加配が必要になることなど、それぞれの状況により所定の人数というのは変わっております。

次に、過不足の状況でございますが、現時点で希望した全ての御家庭の子供をお預かりすることができておりますので、保育士や幼稚園教諭の人数には不足はない状況でございますが、施設型給付費の支払い審査におきまして、職員体制の余裕はなく、各園からの聞き取りをしたところによりますと、ハローワークに求人を出してもなかなか反応がないと。保育士等の人材は以前に比べて相当確保が困難な状況という報告を受けているところでございます。

○畠堀委員

御説明いただきましてありがとうございます。

そうしますと、今のところ、過不足としては表に出てないようですが、この就労給付については、例えば、今、非常勤の方もおられるということなんですけども、どういうケースにこれが支払われるのか。そして、本人に渡されるのか、園のほうに渡されるのか、その辺のところをもう少し詳しくお願いします。

○杉岡子ども家庭課長

今現在、非常勤の方という話ですが、そういった方が新たにその保育園等で正規職員になられましたら、この就労給付金は対象になります。

それと、この給付金でございますが、園ではなくて、個人に支給をすることになると考えております。

○畠堀委員

個人ということで、わかりました。先ほどの話では非常勤の方も56名とか、多くの方がおられますので、正職員化ということについては、希望があればそういう動きも達成できるかもしれませんが、園への補助でないってことになると、少しそのあたりのところが効果としてはどうなんだろうかなと今ふと思いました。いずれにしても定住策も含めての取り組みということで、今後の保育士の増強に向けてPR方をしっかりお願いし

ておきたいなというふうに思います。

ちょっと、これに関連しまして、光市においてはいわゆる休日保育について今取り組みを行っていただいておりますけど、これは私立のほうでは実施されてるのでしょうか。

○杉岡子ども家庭課長

休日保育でございますが、今現在、私立のほうではやっておりません。本市におきましては、公立保育園であります浅江南保育園で休日保育を実施しております。

以上です。

○畠堀委員

私立のほうでは今やってないということで、そういった意味での人材の逼迫感というものではないということについては理解いたしました。

この休日保育、光市ではホリデー保育という名称でやっておられるようですが、今から女性の活躍していく社会をつくっていくという上では、非常に全国的に見てもニーズが高いといえますか、関心が高い制度ではないかというふうに思います。そういった制度を光市では、既に導入していただいておりますという意味ではすごく先進的な取り組みではないかと思いますが、実際、浅江南で運営されている状況について、少し紹介いただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○杉岡子ども家庭課長

今年度につきましては5人が登録しておられまして、現在の利用延べ人数につきましては16名でございます。ちなみに26年度でございますが、12人登録で25人の利用、25年度につきましては8人が登録をされまして、延べ12人が利用されているという状況でございます。

○畠堀委員

了解いたしました。この制度については、先ほど申し上げたように、働く女性からのすごく関心が高い制度ではないかと思っておりますので、先ほどの保育所の就労促進の事業と合わせまして、しっかりPRのほうもお願いしておきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それから、もう1点、109ページにあります病児保育の事業の他市町への負担金というのが載ってるわけですが、この金額について、昨年度に比べて少し増えているようですが、この負担金そのものの意味について御紹介いただけたらと思います。

○杉岡子ども家庭課長

今、おっしゃられました他市町の施設利用負担金でございますが、病児保育事業は、光市では梅田病院で実施しております。周南市さんにつきましても3事業所がやっておられまして、それと新たに今年度ではございますが、下松市のほうで新しい病児保育所が開設をされたところでございます。

そういった中で、実際梅田病院さんを使っていた方がかなり多いわけなんですけど、勤務の都合等でお子様を周南市とか、下松市の病児保育に預けられる場合がありますので、そちらで使用した場合にそれぞれの延べ人数に占める光市の人数の割合で負担金を納めておるといった状況でございます。

○畠堀委員

理解いたしました。ありがとうございます。

○森戸委員

105ページの保育士等就労促進給付金についてお尋ねをいたします。

この就労の促進の給付金については、求人を出してもなかなか来ないという状況と、またY I Cさんもこちらに保育学科を設立をされたように、そのニーズがあるからこそ、民間が出てきてるわけなんですけれども、この制度のPRがとても大切だと思います。山口県でも初めてということですので、積極的にPRはどのようにやってくのか。その辺のところは、もう少しわかりましたらお知らせをいただけたらと思います。

○杉岡子ども家庭課長

この件につきましては、部長のほうで一般質問でも答弁があったと思いますが、当然のことながら、この予算を御議決いただきましたら、早速、広報、ホームページ、それとあと就職関係もありますので、やはり、ハローワークさんのほうにも、そういったチラシをお配りするとともに、今委員も申されましたY I C保育&ビジネス専門学校はそういった学科がございますので、入学される方にぜひとも光市の保育園に就職していただきたいということで、PRもやりたいと思っておりますし、また県内にそういった養成機関があると思いますので、そういったところにも、光市ではこうした制度があるというPRを十分やっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○森戸委員

ちなみに、全国的な状況っていうのはわかりませんが、こういう制度って、結構あるんですか、どうなんですか。

○杉岡子ども家庭課長

この制度でございますが、私どもで今現在把握しておりますのが、ちょっとお待ちください。宮崎県えびの市のほうで、これは貸し付けでございますが、27年の4月から実施をしておられます。ちなみに金額は10万円でございます。それと香川県三豊市というところが平成27年10月から、これは実質的には移住関係で、そういった移住補助金ということで、5年間の勤務という条件つけまして、30万円をお支払いしてるというふうに把握しております。

以上でございます。

○森戸委員

了解いたしました。全国的に非常に少ない事例でございますので、学校のほうに直接こういう制度がありますよということを積極的にアピールをしていただきたいと思います。

それと、これ個人に給付をされるということなんですが、例えば、1年以内にやめられたりした場合、この給付金に対してはどのようにお考えになっていらっしゃるんですか。

○杉岡子ども家庭課長

今後、保育士就労促進給付金の交付要綱を整備するようになろうかと思いますが、要件の中で、本市におきましては、3年以上を継続勤務ということを要件に入れようと考えておりますことから、3年を経過せず、自己都合で途中退職の場合につきましては、就労期間の月割で支給、そして残りの未経過期間については返還をいただくと考えております。

以上でございます。

○森戸委員

はい、了解いたしました。

それと、次のページの107ページの中段にあるんですが、周南里親会の助成を小さい金額なんですけれどもされておられますが、会自体のこういった活動をされていらっしゃるのか、その辺がわかれば教えていただきたいと思います。

○杉岡子ども家庭課長

主な活動としまして、周南里親会では3つの事業を展開しております。

まず1番目としまして、里親と里子さんを対象としました野外活動、これはレクリエーションであったり、交流会でございますが、そういったものや、入学、進学の際に祝い金給付とした里子激励事業というものが1点目です。

2番目に、里親同士が集まりまして、里親の子育ての悩みの相談や活動研修を行う里親研修事業というものが2点目の事業でございます。

最後に3番目としまして、里親に対するそういった市民の方にも理解を深めてもらうためのPR、里親通信というものを発行したり、パンフレットを作成する。また説明会を開催するなどの啓発活動事業を行っているところでございます。

○森戸委員

どのぐらいの方がいらっしゃるんですか。この里親会に所属をされておられる方は。

○杉岡子ども家庭課長

現在、周南里親会の会員数でございますが、周南ですから3市になりますが、19世帯

の方が加盟で、ちなみに光市の方は7世帯ということでございます。

○森戸委員

わかりました。それと、その下のひとり親家庭についてお尋ねをいたしますが、今回ひとり親家庭のどの部分かわからないんですが、支援について国が拡充をされておられると思います。その国の改正とといいますか、拡充したとといいますか、その点はどのように反映をされてるのか、お願いいたします。

○杉岡子ども家庭課長

国の制度に伴うものでございますが、経済的に厳しいひとり親家庭の自立を支援ということで、児童扶養手当の多子加算額を引き上げる方針ということで、8月1日の施行予定で改正法案が出されていますが、具体的に言いますと、児童扶養手当の第2子の加算額につきまして、現行の5,000円から1万円への引き上げ、並びに第3子加算額を同じく現行3,000円がプラスされておりますが、倍増の6,000円になる見込みで、8月1日の施行予定ということで改正法案制定が予定されておりますので、それを考えております。

それと次に、ひとり親家庭等の保育料負担の軽減としまして、年収約360万円未満のひとり親世帯等への優遇措置を拡充されまして、第1子の保育料を半額、第2子以降の保育料を無償化する子ども・子育て支援法施行令の改正が予定されております。

具体的に申し上げますと、幼稚園においては年収約270万円から360万円までで、保育所においては年収約260万円から330万円の世帯における利用者負担額につきまして、ひとり親家庭の保育料軽減の特例措置として、月額1,000円を軽減していたものを本改正により、その額の半額にするものでございます。

また、保育所においては、これまでのひとり親等の世帯の軽減対策範囲を拡充しまして、年収330万円から360万円の世帯におきまして利用者負担額を半額とするほか、このほかにも年収360万円未満の世帯におけるひとり親世帯等における第2子以降の保育料を無償とする特例措置が新設されることとなっております。

次に、就業支援としまして、就職に有利な資格の取得支援として、高等職業訓練給付金と自立支援教育訓練給付金の充実が実施されます。高等職業訓練促進給付金は給付金支給期間が現行2年間でございますが、3年間に延長され、対象資格も2年以上修学から1年以上に緩和をされる。例を言いますと、調理師とパティシエ等も1年で終わりますので、そういった方も対象となるということでございます。それに加えまして、通信制での資格取得についても利用できるようになっております。

次に、自立支援教育訓練給付金につきましては、市が指定しました教育訓練、例えばヘルパーであったり、医療事務等でございますが、この講座受講終了後に給付金が現行の訓練費用の2割、上限は10万円ということになっておりましたが、訓練費用の6割で上限が20万円に拡充される予定でございます。

○森戸委員

わかりました。また、一覧表をいただきたいと思いますが、でも、そういう深刻な状況を見て、国が改正・拡充をしていくということは大変すばらしいことだと思います。その改正点がきちんと、国がやることだろうとは思いますが、ひとり親家庭のところにその情報が届くように、ぜひ、あいぱーくのほうでも御配慮といいますか、こども相談センターのきゅっととか、いろんなどころで、そういう状況をお知らせをいただけたらと思います。

これに関して、当然、予算的な増額の措置、負担が増えているわけでございますけれども、これに連動した市の8月以降でございますか、持ち出しとか、影響とか、そういうものはあるのでしょうか。

○杉岡子ども家庭課長

今の8月以降というのは児童扶養手当の加算部分になるかと思いますが、26年の決算ベースの人数で試算しましたところ、平成28年度は4カ月相当分の影響が出ますが、約400万円の支出が発生すると試算しております。

○森戸委員

了解をいたしました。市の持ち出しもあるということでございますが、大変厳しい状況のひとり親家庭についての積極的な支援ということで理解をいたしました。

以上です。

○土橋委員

光市の待機児童ゼロ、これはええことだと思うんですが、ゼロだということは、希望者は全員入れたという認識でいいんですか。

○杉岡子ども家庭課長

保育園を希望されるお子様につきましては、保育園に入れるというふうに理解していただけたらと思います。

○土橋委員

いつでしたか、去年でしたか、やっぱり、同じように、光市は待機児童はゼロなんだというのを一方で聞いちゃったんですが、一方では、うちはゼロ歳児やったんじゃけども入れんじやったというような話を聞きまして、どっちがどうなんじゃろうかと。保育園のほうに聞いてみましたら、先生の都合でそれはお断りをしたというような話を聞いたんですが、ゼロっていうことは、そういうことは全く抜きで希望者は全部入れるっていうことをゼロちゅうて言うんですか。その辺ちょっと確認だけしときたい。

○杉岡子ども家庭課長

保育園にゼロ歳児の方を途中から入れたいという話だろうと思うんですけど、その時点で保育園自体にゼロ歳児を入れる場合に、保育士さんを新たに雇わないといけないと

というような状況になりますと、やはり、その保育園では断らざるを得ないというように思います。保育園もいろいろ市内8園私立もございしますが、希望する保育園には、入れないというふうに理解していただけたらと思います。

○土橋委員

いやいや、だから、結局は、待機児童はゼロであるというのは正しくないということでしょう。いやいや、今の答弁ではそうなるじゃないですか。

○近藤福祉保健部長

今、課長も申しましたけれども、希望する保育園に入れなくてもあるということでごさいます、どこかと言ったら失礼なんですけども、保育園のいずれかには受け入れるということでごさいます。待機児童はそういう意味でゼロということですよ。

○土橋委員

いやいや、別にけちをつけようちゅうて言うんじゃないんですが、何かしゃんとせんでしょう。そういう言い方をすると、何かしゃんとせんですよ。そりゃ、いい。私、いいです。それは。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

説 明：柏木健康増進課長 ～別紙

質 疑

○畠堀委員

資料の125ページにあります救急医療病院群の輪番制病院運営事業負担金について、お伺いします。

先ほどの説明では、休日が5病院、夜間が3病院ということで、救急医療の確保をいただいているということで、非常に重要なものではないかなと考えておりますが。この負担金については、過去3年間振り返ってみますと、大体570名から630名ぐらいの光市民の方が利用されておると。光の負担金というのが780万円という形で推移してるわけなんですけども、このあたりについては、担当所管としても負担の見直しを提言していくんだというような方向性も出されておりました。今年度そのあたりのところについて、改定の見直しを進めていくべき、どのあたりのところに問題点を把握されておられて、どういう方向で今から進めていくのか、それについての取り組みが何かありましたらお願いいたします。

○柏木健康増進課長

この負担金につきましては、現在3市で休日5病院、夜間3病院の輪番制で実施し、その中でも特に徳山中央病院が大きくカバーをいただいております。負担金は現在、

均等割が10%、人口割が90%で算出した金額ですが、利用者割とか、そのあたりを担当課としては、できれば入れたい、検討いただきたいと思っております。3市での担当者レベルでの話の中で、まだ協議に至っていないのが実情でございます。

以上です。

○畠堀委員

わかりました。先ほど申し上げたように、この救急医療の確保ってというのは非常に大事なものだと思っておりますので、そういったものをしっかり確保いただくという中で、そのあたり問題点がありましたら、担当所管として積極的な対応をお願いしておきたいというふうに思います。

それから、もう1点ですけども、健康づくりの推進計画の推進として、先ほども説明いただきましたけども、たくさんメニューをつくっていただいて、今年度から実際に動いていくわけですけども、やはり、健康については、自分の健康は自分で守るんだという健康意識の高揚といいますか、健康に対する市民一人一人の意識改革というのも大事なんじゃないかというふうに思います。こういった一つ一つの事業を通じて、そういった意識改革なり、意識の高揚を図っていくというふうなことになるのかと思いますけども、そのあたりのところについて、明確に市民に伝えていく必要もあるのではないかと思います。そういった啓蒙といいますか、意識改革、意識の高揚についてはどのようなお考えで取り組まれるのか、お聞きしたいというふうに思います。

○柏木健康増進課長

健康に関する情報が結構テレビやネットなのであふれている一方で、なかなか根拠がはっきりしないものもあるように感じておりまして、行政としましては、エビデンスに基づいた説得力のある情報を提供していくことで、健康に関心のある方だけではなく、無関心の方にも健康について考え、取り組むきっかけを提供していきたいと考えております。

また、健康づくり推進計画に基づく新規事業も、委員が言われるように、自分の健康は自分で守るためのきっかけづくり、習慣づくりを目的と捉えておりまして、さまざまな媒体を通じて、積極的に啓発してまいりたいと思っております。

以上です。

○畠堀委員

よくわかりました。大変重要なことだと思っておりますので、ぜひ、それぞれの事業の推進とあわせて、そういったものの取り組みをお願いしときたいというふうに思います。

以上です。

○森戸委員

125ページの健康増進事業の中で何点が質問いたしますが、県の健康マイレージ事業に参加をするということで、その（聞き取り不能）8万5,000円の予算を計上されてお

られるんですが、ポイントは参加されてる店の少なさが課題だと思いますが、それについてはどのように今後されていくのか。県の事業ですから、県がやることっていえば、県がやることになると思うんですが、参加をされるということでもありますので、積極的に活用して、ふやして健康増進につなげていくということは必要かと思いますが、何か考えがあれば、お願いいたします。

○柏木健康増進課長

議員が言われるように、県はやまぐち健康マイレージ事業につきましては、現在、光市内にある協力店は2企業5店舗しかない状況であります。しかし、光市内のお店だけではなく、県内各地のものが使えるということですので、市民にとってもプラスになるのではないかと考えております。また、光市については、加えて、トリプル検診お得事業を引き続き実施しますので、こちらに力を入れていくというところでございます。

以上です。

○森戸委員

県内いろいろ使えるということもわかるんですけど、そうは言いながらも、光市民が健康になって、また光市内の企業が潤うということも必要かと思いますが、ぜひ積極的な参加をどういう形で募れるのかわかりませんが、御検討お願いできたらと思います。

それと、先ほどのやりとりの中で、健康に関する情報のエビデンスというふうに申し上げられましたけど、どういうふうにそこを証明をしていくんですか。

○柏木健康増進課長

そのあたりが新しい新規事業の中に掲げておりますように、セルフチェック応援事業の中で検討し、進めていきたいと考えております。

○森戸委員

もうちょっと詳しくわかるといいんですが、そのセルフチェック応援事業も含めて、具体的にどういうふうに証拠を証明していくんですか。それも今から支援をして、支援じゃないや、業務委託をしてからわかることだろうと思うんですが、具体的にどんな感じなんですか。

○柏木健康増進課長

具体的に、市民が測定できるデータをもとに、そのデータを取得分析して、そして、こういうふうにするとうんな効果があるというものを市民に広く紹介できるような取り組みができないかという辺を今回セルフチェック応援事業で、委託料として、アドバイザーに助言いただきながら検討し、進めていこうと考えております。

以上です。

○森戸委員

了解しました。

○土橋委員

この前、一般質問でも私尋ねたんですけども、125ページの広告料は27万円ちゅうやつですね。これは何回にわたって連載をするとおっしゃったのか。それと、これだと、一般質問で聞いたのは、もうちょっと金額多かったと思ったんだけども、1回の料金はこんなもんか。それと、何回載せるのかと、それは何月号にかというようなものから、まず尋ねたいと思います。

○柏木健康増進課長

まず、広告の掲載ですが、専門誌の臨床泌尿器科、臨床眼科という専門誌に各2回ずつ、計4回掲載する予定でございます。昨年度は8月号と1月号にそれぞれ載せております。新年度については、いつの時期がより効果的かというあたりを研究して、掲載月を決めたいと考えております。

○土橋委員

昨年8月、1月に載せられたっていうけども、その意図は何ですか。

○柏木健康増進課長

専門誌の発行部数が約5,000部で、専門医の方もそのくらいいらっしゃるからお聞きしておりましたので、広く専門医の方に読んでいただけるものとして、2誌に掲載しております。専門誌は、早いうちから内容や広告等、掲載時期が決まっております。今年度に入りすぐに、誘致が始まった5月から早い時期に載せるということで手配しましたが、それでも8月号になってしまったというところです。

それから1月号については、随時募集になりまして、なかなか応募がないということで、できるだけ早い時期にもう一度手配し、1月号に掲載した次第です。

以上です。

○土橋委員

8月とそれぞれ2回ですから、それぞれが8月と1月に出したということでいいんですね。

○柏木健康増進課長

そのとおりです。

○土橋委員

そうすると、今回は、今話を聞くと、相手がある問題ですから、どうも4月からいきなりっていうような、そんな雰囲気はないみたいだけでも、どういうふうにされようと思ってるんですか。

○柏木健康増進課長

新年度予算が通りましたら、できるだけ早く掲載、そして、いつが専門誌でいい時期か、見てもらえる時期か、そのあたりもよくお尋ねしながら進めていきたいと考えております。

○土橋委員

雑誌に載せる。載せたけども、何の連絡もないというようなことも考えられないことはない。そうすると、そりゃ、しょうがないなということで終わってしまうのか。次どうするっていう、次の分も何か考え方があるのかどうなのか。

○柏木健康増進課長

もちろん広告は広告で出しますけれども、今現在、各地の山口県人会に協力依頼を進めているところでございます。そのうちの1団体から、フェイスブックにより情報提供できる旨の提案もいただいております。今後も、こうした了解が得られた全国の山口県人会に直接出向くなど、地道な活動ではありますけれども、可能な限り広く情報発信に努めてまいりたいと考えております。

○土橋委員

県人会は、今言われたのはどこですか。協力的な。

○柏木健康増進課長

NPO法人長州絆の会というところです。

○土橋委員

いや、だから、そこはどこですかっていうんです。場所と人数。

○柏木健康増進課長

名古屋です。

○土橋委員

私はちょっとその辺がよくわからないんであれですけども、県人会っていうのは、大体どのぐらいを予定をされてるんですか。

○柏木健康増進課長

現在、10カ所ぐらいあるのですが、全国行ける範囲を考えております。職員が各県人会へ連絡を今とっており、資料の送付であるとか、総会があったら御説明にも伺いますという依頼をしながら、確認作業を進めているところでございます。

○土橋委員

大体が都会、いよいよ人口の少ないところに県人会もあったもんじゃないだろうから、大体大きな都市のところで考えておられるんだろうと思うんですけども、この前の一般質問ときに部長が言われたのがちょっと気にかかってしょうがないんじゃないけども、山口県内のドクターがどこに勤めてるっていうのが載ってる冊子がありますね。あいぱ一くにもあるんじゃないですか。どの先生が、光総合病院にはこういう先生が勤めておられますよと。あるいは下松記念病院にはこういう先生勤めておられますよというようなので、あいぱ一くにはありませんか。

○柏木健康増進課長

ありません。

○土橋委員

いや、あんまりいばるような話じゃないんです。ないっちゅうていうことがね。光の総合病院は持ってますよ。間違いなく。大和の総合病院も持ってます。見ました、私。それが、その例えば病院に土橋という医者があると。その病院に土橋啓義殿というて、送ることが何か悪いことをしよるようなことになりますかいね。

○柏木健康増進課長

病院にある名簿につきましては、医師同士の医療の連携、紹介状等のためにある名簿だと思っております。ですから、私たちが手元にない物を入手して、それを使うというのは目的外使用となるのではないかと考えております。個人情報の問題があり、ダイレクトメール等の方法は、その名簿がダイレクトメールを想定して、作成されておられないので、難しいと考えております。

○小田福祉保健部次長

ダイレクトメール、あらゆる手段を使って情報提供をという御趣旨だと思います。今委員が言われる医師名簿につきましては使用が可能なものなのかどうか、確認をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○土橋委員

いや、そこなんです。私は今それを言われるんじゃないかと思うんです。そしたら、いきなり、だめよと。そうなってくると、いや、発想がですよ、そうだとするならば、こりゃあ、だめでよと、本気にやる気はないわと、こういうふうに思いたくなかったから、ちょっと調べてみますわっていう話になるかと思ったんですよけども、極めて残念な。しかし、そういうふうに調べてみるということでありましたんで、28年度には気持ちの上でも絶対に決めるんだというような覚悟で、私なんかも残念ながら言うばかりで何もやれてないというのは申しわけないとは思ってますけども、できることがあったら私にも何か言うてください。ともに頑張ろうじゃありませんか。そのことをお話をして、

やめます。

○磯部委員

2点だけ確認をさせてください。123ページの補正のところでもあったんですけども、新年度も子宮頸がんワクチンですか、ヒトパピローマウイルス感染症予防接種委託料175万4,000円。今、国も積極的勧奨をしていないということで、補正のときでもかなりの人数の余り、受けてらっしゃらないという現状がありましたけども、新年度はどのような対応をされるのか、まず所管としてお答えいただきたいと思います。

○柏木健康増進課長

平成27年度は、60人の接種者を見込みまして、減額補正したところでありまして、平成28年度予算は100人分を計上しております。

また、積極的勧奨を差し控えるということでもありますので、国の方針に基づき、引き続き医療機関や保護者に対して情報提供に努めることとしております。

以上です。

○磯部委員

私も結構いろいろ御相談を受けることが多くて、軽々に話をすると失礼になろうかと思しますので、やはり専門家である健康増進課なりのほうに、しっかりと納得した上で、そういうふうにしたらどうですかというふうにお話を振っておりますが、そのあたりの状況を少しわかれば教えていただきたいと思います。

○柏木健康増進課長

周知方法についてのご質問と思うのですが、現在では情報を広く広報、ホームページに掲載するとともに、対象者の保護者、中学1年生女子に対しましては、毎年4月に学校を通じて、ヒトパピローマウイルス感染症予防接種についてお知らせを配布し、説明をしております。

具体的に申し上げますと、ヒトパピローマウイルス感染症予防接種は、平成25年6月から積極的にお勧めすることを一時的に差し控えています。法律により接種できる定期接種であること、また接種を希望される方には予防接種予診票を交付することなど、受け方についての説明や厚生労働省からのワクチンに関する情報等を一緒に送付しているものでございます。

以上です。

○磯部委員

わかりました。続いて、127ページのこれは市と県の事業として、不妊・不育症治療が毎年行われておりますけれども、特に不育症などは光市単独の事業として進められると思うんですけども、この不妊に悩む人っていうのは、非常に長年ですね、問題を抱えながら、ずっとやってらっしゃるところだと思います。非常にデリケートなところでは

あるんですけれども、新年度確実なそういうものを事業を進められてるところで、担当所管として、その現状の課題みたいなものがわかれば、この事業を進める中で私たちも確認をしておきたいなと思ひまして、質問させていただきました。

○柏木健康増進課長

現状と課題という形で捉えてよろしいでしょうか。

まず、現状でございますが、一般不妊治療費助成制度の実績を申し上げますと、平成26年は68件で妊娠届が15件、妊娠届け率は22.1%で、平成27年度は、まだ2月末現在でございますが30件の申請で、今のところ8件の妊娠届が出ている状況です。

毎年度締切の3月末に提出されることが多い状況でございますが、これから、もっと申請が増えるのではないかと考えております。

それから、不育症治療費補助の制度でございますが、平成26年度1件出まして、この方は妊娠届け出がありました。現在、平成27年度は2月現在ですが、1件の申請があり、やはり妊娠届け出がされております。そういうことで妊娠に結びついているなということであれしく感じております。不妊、不育に悩む方にとって、良い制度ではないかと考えております。

そして、課題と言えるかどうかわかりませんが、引き続き今後もあらゆる機会を通じまして、周知の徹底に努めることと併せ、相談しやすい体制に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○磯部委員

今、最後に言われた、本当に垣根の低い相談体制というのは、ここ非常に大切な分野だと思いますので、そのあたりは積極的にお願ひをしておきたいと思ひます。

もう一つ、ここの所管だけではないんですけれども、やはり、男性と女性ともに正しいそのあたりの知識を学べる環境、例えば、妊娠適齢期なんかの問題もあろうかと思ひます。食育の教科の中では、過剰なダイエット、それが妊娠に関して非常に課題があるといった、若いころからの、そのあたりの不妊に悩む人たちを少しでも正しい知識を普及させるという、そういうデリケートな分ではありますけれども、大切ではないかと思ひます。そのあたりは所管としてどのように考えていらっしゃるのでしょうか、お聞かせください。

○柏木健康増進課長

学校教育との連携が必要と思ひますし、現在も学校から依頼があり、思春期の保健授業の出前講座等、実施しておりますので、そうした中で、健康増進課としましては力を入れていきたいと考えております。

以上です。

○磯部委員

健康づくり推進計画の中にも、そのあたりのことも委員会として多くの方が提案をされてるところでもございますので、今後、新年度からの、またさらなる連携強化を期待しておきたいと思っております。

以上です。

○委員長

ほかにございませんか。なければ、以上で説明に対する質疑は終わりましたが福祉保健部関係分を全体を通して、また追加の質問がありましたら、ページ数を述べてお願いいたします。

○森戸委員

ちょっと1点だけ、説明資料の予算説明資料の24ページで、つつじ園の送迎車両購入があるんですが、390万円。以前は、ふれ愛らくらく号っていうのがありましたが、それはリースだったんですが、購入することとリースするときの基準というんですか、それは何かあるんですか。今回購入されてるので、その辺の考え方は。

○杉本福祉総務課長

つつじ園の送迎車両ですが、現在の福祉作業所の送迎車両が10年以上使用していることを勘案し、10年以上のリースと購入の費用を比較した場合、購入のほうが費用を抑えられることからです。

○森戸委員

了解しました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

⑫議案第6号 平成28年度光市介護保険特別会計予算

説 明：中邑高齢者支援課長 ～別紙

質 疑

○加賀美委員

107ページをちょっと見ていただきましょうか。成年後見制度の利用支援事業ってのがあるんですよね。この間の一般質問の中でもお答えがありましたけども、今は認知症患者が、いわゆる身辺介護と財産管理をしなくちゃならんような人が1,570人でしたか、いらっしゃるそうなんです。だから、この成年後見制度というのは、そういう人たちのお世話をする制度としてはあれだと思っんですけども、ここに書いてある利用支援費

ってのはどういうところに使われてるのか、まずその辺からちょっとお聞かせ願いたいです。

○堺地域包括支援担当課長兼地域包括支援センター所長

成年後見利用支援費の内訳でございますが、後見人の報酬の支払いが困難な生活保護者や、低所得、収入が少ない方の生活保護と同等者の方に対して、市長申し立て等はしたけれども後見人報酬が払えない方に対して報酬を市が支払うということで、その報酬の5人分を上げているものと、もう一つ、市長申し立ては親族がしますが、市長申し立て用の費用が払えない方への助成分の1人分を上げているものでございます。

以上です。

○加賀美委員

だから、いわゆるこの報酬っていうのは裁判所が決めるわけですよ。それが生活保護なんかだったら、とても払えないんであれするっていうことですけども、基本的に今一番問題なのは成年後見人を誰に頼むかちゅうことなんですよ。実は私も10年以上成年後見人をやってるんです。ところが、今も成年後見をやってくださいちゅうて来りけども、私の余命はそんなに長くはありませんので、引き受けられないと。そうすると、裁判所に行って、私が今抱えてる人ももう譲らんにやいけんと。じゃあ、裁判所に行ったら、裁判所は、うちはそんなものは指定しないと。地方公共団体に行ってくれというような形なんですよ。だから、やっぱり、成年後見、この光市でも先ほどありましたように1,570人ぐらいの方が自分じゃあ財産の管理もできんし、それから身辺介護もできないと。結局、今子供さんがいない方とか、遠方にいらっしゃる方がたくさんいらっしゃる。施設に入った人については、この辺もちょっと難しいんですよ。例えば、我々が施設のお金を払うっていうのを今やってるわけですけど、そうでなく、今、国でもこの問題が大きくなって、今後は検討するそうなんです。我々のところにも裁判所が、お金をたくさん預かってる場合は国が預かりましょうというシステムをつくるから、それに協力するかっていうような書類が来てるんです。だから、何を言いたいかという、やっぱり、市がそういう後見人を受け入れ、信頼して、ここに申し込んだらいいですよという団体もしくは個人のリストをつくって、そして紹介するっていう制度をつくってほしいと思うんです。特に団体がこれからは必要だと。個人でしたら、弁護士なんかよく使い込みしちゃって、社会問題を起こしてるんですよ。だから、団体のいわゆるNPO法人とか、社団法人とか、それから例えば預けてる施設がございませぬ。そういう施設も登録をして預かるようにしないと。施設のほう勝手に使っちゃったちゅうケースもあるわけですから、そういうものを地方公共団体でちゃんと推薦できる組織とか、個人を登録して、そして、そういう依頼があったら、そこに紹介するっていうような制度つくってほしいと思うんです。この辺の御見解をちょっと聞かせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○堺地域包括支援担当課長兼地域包括支援センター所長

成年後見を希望された方で、その後見人となる方を自治体のほうで推薦をするというようにことだとは思いますが、今、実際そのような後見人さんを推薦するとかいうような成年後見支援センターというのをやっている自治体もあるというのは聞いておりますが、なかなか小さな自治体、光市ぐらいの自治体で、そのようなセンターをつくるというのは、実際難しいかなというふうには考えております。ただ、今後、県のほうでも市民後見人の育成等について、各自治体や裁判所等の人と協議会を開いて、今後どのようにするかということの研究しておりますので、その辺を話し合いながら、今後どうするか勉強していきたいと思っております。

以上です。

○加賀美委員

じゃあ、今、そういう認知症になった方々の家族あるいは親族の人が光市に、認知症になったんで、一応任意後見人を紹介していただきって言った場合、どういうふうな手続をとっておられますか。

○堺地域包括支援担当課長兼地域包括支援センター所長

実際に後見人さんがどれだけいらっしゃるのかということ、市のほうで把握をしておきませんので、その辺につきましては、市長申し立てとかしたときに裁判所のほうに一任か、そのような社会福祉士や司法書士等のそういう成年後見をサポートする相談窓口がありますが、そちらで御相談いただくように御紹介をさせていただいております。

以上です。

○加賀美委員

だから、そういうサポートっていうのは、例えば、山口とか、宇部とか、そういうところにあるところの組織を使いなさいといったときに、本当にそういう施設がこちらに来て、財産管理はできるでしょうけど、身辺介護はできますか。例えば、認知症で入院してらっしゃって、風邪をひいて市中の病院に入院せんにゃいけないときは、それをやるのは誰がやるかということ、後見人が全て手続をするわけですよ。病院からこちらの一一般の町の診療所に入れて、終わったら、また連れて帰って手続をするっていう仕事があるんです。後見人っていうのは、いわゆる身辺介護っていうことで。だから、そういうことをやれる人たちを、あるいは集団をちゃんと登録して、そして、そこに申し込みしてくださいと。地元にはこういうなんがありますので、そこに申し込みをしてくださいという組織を早くつくるべきじゃないかと思うんです。私も今持ってる方をどっかに預けたい、私どもは高齢ですから誰かに渡したいといっても、渡すところがないんですよ。裁判所に行ったって、それは、うちはそんなことしてませんと。ただ、個人的に親しい人は、あそこの弁護士さんとかへ行きなさい。あそこはやってくれるはずですから。それはもう裁判所は紹介はできないって言うんです。そうすると、地方公共団体で、そういうものをきちっと早く作ることによって、市の売りができると思うんです。光市に行けばああいうことがあるよと。いい制度があるよということになると思いますので、

これはまた早急に検討していただきたいと思います。
以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(1) 付託事件審査

①議案第22号 光市墓園の設置、墓地の管理等に関する条例の一部を改正する条例

説 明：山根環境政策課長 ～別紙

質 疑

○加賀美委員

ちょっと聞いてみたんですけど、いわゆる財政健全化計画による受益者負担適正化の問題で、いわゆる施設の使用料については今回はやらないということだったんですけど、この墓園については、その手数料の変更があったと。この辺はどういう理由か、そこのところだけちょっと聞いてみたいと思うんですが。

○山根環境政策課長

平成18年に策定をいたしました光市健全化計画において、墓園特別会計の財政健全化を推進するため、西部墓園の永代使用料と永代管理手数料を段階的に引き上げて、大和あじさい苑と統一をすることとしておるところでございます。平成24年に策定された新たな財政健全化計画においても、その方針を引き継いで、これまでに平成19年から以降、3回の改定を実施しております。平成26年は消費税の関係もございましたので改定を行っております。今回の改定によって、両墓園の使用料と管理手数料の統一が図れるということでございます。

以上でございます。

○加賀美委員

それはわかっております。それはようわかっておりますけど、私が言ってるのは、その施設等についても3年間見直しをして上げていこうってやつが、いろんな施設の使用料なんかについては、もう今回はやめておきましょうという形があったと思いますよね。そういう中で、墓園は何で今回は据え置きということじゃなくて、計画どおりパッパッと早くやりたいということなのか、そこらあたりはどうなってるのかなと思ってですね。

いわゆる使用料なんかについても、施設の使用料も今回が3年ですよ。だから、今回でまた値上げというか、本当だったら上げていくわけですからね。そういう考え方をすれば、墓園だけ何でやるのかなという感覚もあったんでね。じゃあ早く急ぎたいと、これなら早くやって、もう向こうと一緒に合わせたいと、そしてまた一緒に上げたいと。それまた3年後はまたそうなるんかもしれませんね。それがいいのかどうか、そこらあたり、ちょっと聞いてみたかったです。

○山根環境政策課長

他の使用料につきましても、3年に1回見直しをしておりますが、この財政健全化計画の中で、墓園につきましては平成28年度に統一すると明記しておりましたので、今回、

改正をすることとしたところでございます。

○加賀美委員

わかりました。それで理由がわかりました。
以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第1号 平成28年度光市一般会計予算（環境部所管分）

説 明：山根環境政策課長 ～別紙

質 疑

○萬谷委員

それでは1点だけ。121ページ、上から7行目なんですけど、省エネ生活普及促進事業補助金の1,000万円。光市の当初予算の概要の中の、多分、光ソーラーCITYプロジェクトに該当すると思うんですが、ここに見直し、または充実した事業というふうな印がついております。先ほどの説明の中で、28年度から位置確定が複数回できるとかいうふうに申されておったんですが、その辺をもう少し、どんなふうに充実したかというのを教えていただきたいのと、LED照明の交換というのも補助の対象になるかということも教えていただければと思います。

○山根環境政策課長

27年度までは基本1住宅につき、太陽光発電システム、省エネ設備、それぞれ1回限りを助成対象としておりました。28年度から、一度助成を受けた設備と異なる省エネルギー設備については助成対象とするということといたしました。

例えば、過去に給湯設備等の助成を受けられた方が、28年度にLED照明について助成を受けることが可能となります。ただし、以前LEDの助成を受けられた方が、再度LEDの照明の助成を受けるということは、対象としておりません。限られた予算の中でございますので、できるだけ多くの方に本事業を御利用していただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○萬谷委員

なるほど、わかりました。では、LEDからLEDはできないということですね。わ

かりました。

もう一つちょっと聞きたいのが、これはもうあくまでも一般家庭ということで、事業所や、例えばアパートをいっぱい持っている大家さんとかが買いたいんだというのは対象外だという認識でよろしいでしょうか。

○山根環境政策課長

アパート等に住んでおられる方が、大家さんの承諾を得て改修される方については対象となりますが、事業主の大家さんが改修される場合は対象外となります。

○萬谷委員

了解しました。いろいろスマートハウスプランとかセットプランの導入をされて、いろいろ前進してるというか、いい補助になってきてるなどは思っています。このLEDに関しましても、28年度には街灯もLED化されるということで、例えば光市だけに光にこだわるとかというのを、何かこう光市のシティーセールスにもなるんじゃないかなとは思っております。特にこのLED化、省エネも各事業所も独自にやっておられるところもあるし、電気代も6分の1になるというところもあります。発売されたころよりも随分明るさも明るくなりましたし、値段もかなり下がってきているというところもありますので、ぜひLEDも積極的に補助の対象ですよというふうに言ってもらいたいという気持ちがあります。

山根課長におかれましては、この3月で定年退職だということで検討される時間もないと思いますが、本当にお疲れさまでしたと言いたいと思います。ぜひ御自愛いただければと思っています。

じゃあ済いませんが、私の質問を終わります。

○森戸委員

121ページのエコライフについて、ちょっとお尋ねをいたします。これもエコライフの総称として始まったのは平成24年からということで、その時点から比べると、かなりサービス自体も拡充をされてきたなと思います。

一つは、私が、太陽光に関しては、地元企業の優先ということを提案して、その優遇制度が始まったわけなんですけど、今回拡充された部分について、その優遇制度については、最近どのような形になっているのかお知らせいただけたらと思います。

○山根環境政策課長

省エネ設備につきましては、当初、市内業者限定ということでございましたが、昨年からエネファーム、蓄電池などについて、市外業者も対象としました。また、既存の住宅の改修でなしに新築も対象にしました。

理由といたしましては、24年から始まったエネファームについて非常に利用が少なく、3年間で1件しかなかったということで、対象を広げたところ、27年度はエネファームが6件、蓄電池が8件で利用が高まったと思っておりますので、引き続き、LEDと複

層ガラスについては、市内業者限定にしておりますが、それ以外の施設については、市外業者も対象にしているところでございます。

○森戸委員

全部やれということではないんですが、太陽光は地元企業の優遇の部分もあるんですよ。

○山根環境政策課長

金額で差をつけております。限度額が市内業者であれば10万円、市外業者であれば7万5,000円というところで差をつけているところでございます。

○森戸委員

わかりました。その部分がまだあるということで、使われなければ制度としても成り立ちませんし、とは言いながらも地元が活用されるという視点は常に持っていただけたらと思います。

考え方としても、節電所の考え方も取り入れていただいておりますので、ぜひエネ調査からの方向性をぜひ、これからも進めていただきたいと思います。

それと、気になった点で、129ページの自動車騒音の監視の委託がありましたよね。これはどこの路線だったのかということと、現状的にはどうなんですか。何か特に特筆すべき問題点がございませぬかね。

○山根環境政策課長

これにつきましては、平成25年度に市へ移譲された事務でございまして、毎年、調査している路線は違いますが、28年度は国道188号沿いと、県道虹ヶ丘花園線の2カ所やる予定でございまして、調査をした結果として、問題が出ているところはございません。

○森戸委員

了解しました。

それと歳入のところなんですが、35ページ、電気自動車の急速充電器に関して、額は9,000円なんですが、利用状況というんですか、その辺のところがわかりますか。その利用状況から、こういうふうな9,000円の有料ということになったんだろうと思いますので、背景がわかれば教えてください。

○山根環境政策課長

利用状況につきましては、26年の9月から27年の8月までを集計しますと、年間で515件ありました。その中で市内の複数の方で、無料であるから利用されるという方もいらっしゃると思いますので、7割ぐらいで予算は計上しております。この充電器の利用料について、詳しく説明させていただきます。

充電器の利用料の徴収につきましては、主に自動車関連会社4社などの出資による合

同会社、日本充電サービスのネットワークを利用して徴収する予定にしているところでございます。この利用料につきましては、日本充電サービスの会員の方と会員以外の方で、少し違ってくるということになります。

まず、日本充電サービスの会員の方についての御説明をさせていただきます。他の施設の利用状況から見ますと、電気自動車を利用しておられる方の95%以上がこの日本充電サービスの会員になっておられるようございまして、その会員の方は、その会員のカードによって給電することができます。充電器の利用をされれば、その契約プランによっていろいろ使用料が違うようございしますが、その契約により定められた金額を日本充電サービスに支払うこととなります。日本充電サービスから市へ納入される利用料は、1分間が9.8円でございます。平成28年度は約340回、10万円分の収入が見込めるところでございますが、平成28年度分につきましては、日本充電サービスから納入されま

すのが平成29年度になってからということでございますので、今回の予算には計上をしておりません。

平成28年度の予算に計上しております9,000円は、日本充電サービスの会員以外の方の利用料で、全体の5%程度となります。会員以外の方の利用につきましては、市が現在利用契約をしております充電管理サービスのエネゲートへ、利用者それぞれが加入しておられますクレジットカードにより利用していただくようになります。それで、その利用料につきましては、30分間で540円ということにしておりまして、市へ納入されま

すのが、エネゲートの手数料を差し引いた約500円程度が納入をされます。手数料につきましては、利用されるクレジット会社の手数料がそれぞれ違うようござい

ますので、若干差があるようござい

ますので、若干差があるようござい

平成28年度の予算としては、18回分の9,000円を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

了解しました。結局、今、里の厨のところでは、実質は何台というか、同じ方が相当いらっしゃるとは思うんですが、市内でもどのぐらいの電気自動車の保有があるんですか。その辺はわかるんですか、市内での電気自動車保有台数というのは。

○山根環境政策課長

年間515回のうち290ぐらいが市内の方が利用されておられます。

○森戸委員

その人が何回やるのかわかりませんが、この設置を検討する時期に、ある充電器メーカーさんのほうからいただいた数字では、40前後、光市にあるというお話をいただいております。

ます。それ以後、なかなか統計情報が入手できないので把握不能の状況になっております。

以上であります。

○森戸委員

今後、どうなんですか。こういうものは環境政策としては、増やしていこうとか、そういう考えとかはあるんですか。また、電気自動車のほうにインセンティブを持って誘導していこうとか、そんなところの考え方というのはあるんですか。

○山根環境政策課長

環境政策課といたしましては、第2次光市環境基本計画の中でも、電気自動車等の低公害車の普及を促進をしていくということにしておりますので、電気自動車等の普及には力を入れていきたいとは思いますが、充電器そのものにつきましては、もう民間レベルでかなり普及されてきておりますので、行政としてやるべきことについては、今後検討していくことが必要であると思っております。

○森戸委員

わかりました。もちろん民間のところもございますので、行政がやるべきかどうかわかりませんが、そういう方向性であればPRなりは必要なのかなと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上で終わります。

○木村（則）委員

1点だけ。ちょっとこれはなかなかお答えしにくいのかなとも思うんですが、平成28年度は地方創生の年ということで、何といたってもこの光市は自然環境といったものが大きな売りだという中で、今回は所管としては総合戦略に基づいた主な事業の政策目標2の中で、移住定住に向けてのこのエコライフ補助金というのが1本なんで、ちょっと寂しいなというような気がするわけです。いかがなんでしょうか、もっとこの地方創生に向けて、環境部の中でこれは売り込めるんじゃないだろうかという議論というのはなかったんでしょうか。

○亀井環境部長

今お示しのように、当然そういった議論は、ビジョン策定時には部内でも十分してまわってきたつもりでございます。ただ、新しい公共といった観点も、光市環境基本計画の中に掲げておりましたので、やはり公共がやるべきか、民がやるべきか、共同でやるべきかといった、そういった分野のものが多い。特に地球温暖化防止対策を初めとするローカルアジェンダの達成のためには、いろいろな課題が、まだ今後引き続き、光市地球温暖化地域協議会などとの議論の中で、引き続き協議検討をしていこうという市民からのそういった御提言もありましたので、環境部といたしましては、平成29年度終期の

今のリーディングプロジェクトの最終年度までに光市環境基本計画の見直しの中で、そういった方針や新たな施策展開を図っていききたいという結論に至ったところでございます。

以上でございます。

○木村（則）委員

わかりました。当然、よりよい環境の邁進に向けて、地道な取り組み、そういったものが広い視点での地方創生につながるものだというふうには私自身も理解はしております。先ほど先行議員にもありました電気自動車の普及だとか、私も一般質問では水素自動車だとか、光市がそういった環境に向けて、非常に先進的に取り組んでいるというものをつくる上げることが、外から見たときに、やっぱりすてきなまちなんだというふうに思われるだろうと思います。今部長さんがおっしゃっていただいたように、また来年度だけで終わるものではありませんので、今後とも引き続き、しっかり環境部として取り組んでいただきたいということを要望したいと思います。

以上です。

説 明：小田環境事業課長 ～別紙

質 疑

○磯部委員

133ページの3R推進事業の中のリサイクル推進事業補助金、これは年々、非常にいい取り組みをなさっていらっしゃって、このたびは古紙類を、雑紙、紙製容器包装類から少し幅を広げて、キロ3円から5円に上がりました。これは自治会とか団体に限って収益になっている状況だと思いますけれども、非常にいい取り組みであると思っております。

このあたりの上げた経緯と、そして団体に対する拡充ですよね、いろんなところの状況があって、こんなふうになられたと思うんですけれども、そのあたりを御説明いただきたいと思います。

○小田環境事業課長

ただいまの御質問の、今回5円にさせていただいた主な目的といたしましては、古紙類のうち資源化可能であるにもかかわらず、可燃ごみとして多くが焼却処分されております紙製容器及び包装紙、プリント用紙など雑紙のさらなる再資源化の促進を進めることを目的としております。

この経緯といたしましては、資源回収団体も年々減少傾向にあり、紙類、紙製容器の回収量についても年々減少しております。そういったことから、特にそういったプリント類などの雑かみは焼却されている方が今もほとんどであることから、そういった燃やさず再資源ができるごみを有効的に資源化することと、資源回収団体についても、そういった形で呼び水にさせていただき、また、奨励金等も有効活用をしていただけるような

施策としております。

○磯部委員

非常に市民の意識も高くなっておりますし、例えば今後その紙製容器、包装類など、また雑紙に増やしていく、こういう雑紙等を回収することによって、市にもいろいろメリットがあります。恋路クリーンセンターへの搬入量割の状況もかなり影響してくるのではないかなというふうに思っております。今後、廃棄物減量等推進審議会の委員の皆さんの中で、計画において、今どれぐらいの種類の分別、14分別でしたか、そのあたりにもこのあたりを盛り込むという、そういうふうな御意見なども、今後意見として、今まであったのかどうか。今後そういう方向性も視野に入れていらっしゃるのかなというふうなことがわかればお答えいただきたいなと思いました。

○小田環境事業課長

審議会においても、そういったことも当然諮っていくべきと考えております。来年度は第2次光市の一般廃棄物処理実施計画の策定について、審議会を5回予定しておりますが、こういった再資源化を促進することで、同時に減量化も図れますことから、計画に盛り込むことは必要と考えております。また、恋路の搬入量割、これについても減量することによって減少できるのではないかと考えております。

○磯部委員

市民の皆さんにも利益になり、市のほうのそういう予算も削減される、そういった呼び水になるようなやり方を、今後も積極的に検討して進めていただきたいということをお願いしておきたいと思えます。

以上です。

○森戸委員

ちょっと聞き漏らしたので。135ページのごみ収集処理委託料だったと思いますが、そのところでコンサルか専門家に調査を依頼して、その結果、委託料が上がったというような説明があったと思います。27年度にその部分を調査してもらいましたが、その辺の、どういった経緯でそういう調査をして、なぜそういうふうを増やす方向になったのか、その辺のところを詳しく教えていただけますか。

○小田環境事業課長

廃棄物処理法施行令第4条の委託の基準というのが定められております。その委託基準の中に、委託料が委託業務を遂行するに足りる額であることということが定められております。このことを遵守するために、市は委託金額について、コスト計算をし、処理コストが妥当であることを示していく必要がございます。このことから、27年度に監査法人へ委託し、既存の設計金額を審査、助言等を受けた結果、本年度の予算に反映したものでございます。

○森戸委員

その結果、昨年度に比較して、どのぐらい増えたんですか、金額的に。

○小田環境事業課長

今年度で233万8,000円の増となっております。

○森戸委員

その233万円の部分は、どういう内容になるんですか。委託料は一括での金額なのか、それともどういう部分の233万円なのか、その辺も何か指摘があったんですか。

○小田環境事業課長

今回、審査した内容といたしまして、まず光地域の可燃ごみの収集業務の委託、もう一つは、光地域の不燃ごみの収集委託、もう一つは、大和地区の収集業務の設計の審査をしております。それぞれの内容を審査した結果、予算に反映いたしました額が233万円の増額となっております。

○森戸委員

じゃあ233万円は、可燃、不燃ごみ、大和の収集、全体での233万円なんですか。

○小田環境事業課長

そのとおりでございます。

○森戸委員

はい、わかりました。今までは要は安かったということでもいいんですね。

○小田環境事業課長

そのとおりでございます。

○畠堀委員

2点ほど。1つは133ページの3R推進事業の中で、市民アンケートの集計分析委託料がありますけども、このアンケートにつきましては、どういった目的でどういったスケジュールで進めようとされているのか、お伺いしたいというように思います。

○小田環境事業課長

この市民アンケートの集計分析費用でございますが、第2次光市一般廃棄物処理基本計画の策定に伴う費用でございます。スケジュールといたしましては、28年度に約1,500件ぐらいのアンケートを実施し、その集計分析を事業所に委託するものでございます。

○畠堀委員

計画策定に向けてのアンケートを実施するという事なんですけど、何か皆さんの、市民の意見を聞く目的なり特別な項目なり、そういったものがあるんでしょうか。

○小田環境事業課長

アンケートの内容については、来年度の環境審議会において審議のほうをさせていただくために、現在、アンケートの内容について策定中でございますので、今の時点で具体的な内容については申し上げられませんが、市民のごみに対する改善、要望等がございましたら、可能なことについては、計画に反映すべきと考えております。

○畠堀委員

わかりました。特にごみの発生、排出の抑制と再資源化と適正処理というのが目的だというふうに思っておりました。これをどういう形で市民から意見を集約されるのかということが少しわからなかったんですけども、市民のニーズということで、それに対する要望を聞いていただけるということによろしいですか。

○小田環境事業課長

そのとおりでございます。

○畠堀委員

ありがとうございました。

もう1点は、135ページの指定ごみ袋の取り扱い委託料ですけども、これ内容的にはどういう内容になるんですか。

○小田環境事業課長

指定袋は現在、市で全て作成しております。内容といたしましては、可燃、不燃袋の作成、それに配送するための経費及び販売店で販売していただくための販売委託手数料、この3点からなっております。

○畠堀委員

では、考え方は、ごみ袋について作製をして販売するところまで一貫してということによろしいですか。

○小田環境事業課長

はい、そのとおりでございます。

○畠堀委員

わかりました。

先ほどの説明の中で、歳入のほうでは売り上げとして1,649万8,000円が上がっておりますけれども、これについては、売り上げ枚数としてはどれぐらいを見込んでおられるんですか。

・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・

○小田環境事業課長

大変失礼しました。可燃ごみ袋が265万枚、不燃ごみ袋が200万枚を見込んでおります。

○畠堀委員

売り上げとしても、465万枚ということですからかなり浸透もしていて、市民の皆さんの理解も深まっているんじゃないかというように思います。これについては、日ごろの取り組みの成果じゃないかと思しますので、引き続きの徹底なり浸透について、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

以上です。

説 明：中本深山浄苑長 ～別紙

質 疑：なし

説 明：小田環境部次長兼下水道課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第4号 平成28年度光市墓園特別会計予算

説 明：山根環境政策課長 ～別紙

質 疑

○加賀美委員

52ページの今償還金が18件あるということで、貸し出しが15と3つぐらい余裕があると思うんですが、全体的に見て、現在どのくらい、貸し出しできる、保有できるお墓があるんでしょうか。その辺の数字がわかれば。

○山根環境政策課長

現在、西部墓園で、不整形の区画で、貸し出しをしていない区画も含めて、全部で31区画ございます。

○加賀美委員

31区画残ってるってことですよ。かつては足らなかったような状況なんだけど31区画残っている。

でね、実は所管外なると思いますが、いわゆる移住促進のために、市営住宅を借りる場合に、市内の住所か、もしくは勤務地でなくちゃ、今まで市営住宅は入れなかったんだけど、これを今回緩和するような状況になってるわけですね。そういう意味で、この西部墓園、あじさい苑は、2つとも市外の人には貸し出しをしないちゅうところがあつたんですね。やっぱりこれは移住には関係ないから緩和するつもりはないんですかね。その辺のちょっと御意見聞かせてほしいんですが。

わかりますか。あじさい苑にしても西部墓園にしても、市外の人が借りたいちゅう場合には貸してもらえないんですよ。それはなぜかちゅうと、市内に住んどった人たちが、よそに、平生とか田布施のほうに住んでいらっしゃる方が今ようけいいらっしゃるんですよ。そういう人たちはお墓を持ってないと。だから光市の西部墓園を借りたいんだがという、今まではやっぱり市内に住所、もしくは勤務がなければ貸し出しをしないということになってましたね。その辺、どうなっているか。

○山根環境政策課長

貸し出し要件としては、市内に住んでおられる方か、市内に本籍地を有しておられる方にお貸しをしております。

○加賀美委員

いずれにしろ光市に住所、もしくは本籍がない人たち、本籍を田布施のほうに移したり、岸田団地とか見田団地とか会社が世話したとこの住宅に住んでいらっしゃる人がいるわけですね。そういう人たちはよそから来られた方ですから墓地がない。かつて光市に勤務したというのは条件が通らんです。やっぱり本籍と住所。この辺は先ほどの市営住宅とは違って、お墓を光市にやったから移住してくるちゅう関係じゃないから移住促進にはならんとは思いますが、その辺の緩和はないんですよ。やっぱりそういうことでいかにや、無理なんでしょうね。

○山根環境政策課長

今までは墓地区画がかなり不足しておりましたこともございますので、市民の方、または本籍を有する方という形で決めておりました。ただ、今空いている区画につきましては、駐車場から遠くて、かなり歩かなければいけないということなので、利用がないという状況になっております。その区画をどのようにして利用していただいくかというのは、これから検討していかなければいけないと思っております。そのあたりを議員さんの御意見等を参考にさせていただいて、検討をしていきたいと思っております。

○加賀美委員

確かにちょっと移住促進に関係があるんなら、これは絶対緩和すべきでしょうけども、余り関係ないんで、やっぱり無理かなと思いつつ質問しました。そういうふうな区画が余って便宜が図れるんならね、かつて光市に勤務した人とかそういう条件があれば望ましいんじゃないかと思えます。また御検討願います。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

④議案第5号 平成28年度光市下水道事業特別会計予算

説 明：小田環境部次長兼下水道課長 ～別紙

質 疑

○畠堀委員

69ページの国庫補助事業の実施設計委託料に関して、御質問させていただきます。一般質問等でも公共アセスマネジメントについて伺っておりますけども、その中で、光市の公共施設等の総合管理計画を策定していくということで伺っております。

一方では、各所管で長寿命化等のマネジメントを行っていくということで伺っておりますので、そういった取り組みがあるというふうには理解しております。先ほどの説明の中で、その委託料については、27年度中に策定する長寿命化計画についての実施計画を委託していくんだという話だったんですけども、この長寿命化計画についての少し考え方なりをお聞かせ願いたい。それと、同じくこの国庫補助事業につきましては、まさに今年度、光市域の汚水処理の施設整備構想というものもつくられてはあったかと思っておりますけども、これとの関係について教えていただきたいと思えます。

○小田環境部次長兼下水道課長

まず長寿命化計画についてのお尋ねでございます。この長寿命化計画というのは、本市の下水道の管渠の整備は、昭和53年から始めておりまして、現在約245kmの整備を完了しまして供用開始しておるところでございます。

しかしながら、この245kmの中で岩狩、丸山、旭丘団地等につきましては、この53年の整備以前に開発行為等で整備された団地でございます。主に管路としましては、コンクリート管渠を使っております。このコンクリート管渠自体が相当劣化しておりまして、陥没であるとかそういった事故等も発生しておりますことから、平成26年度にこの管路調査としまして、テレビカメラを管の中に入れて、どこが不具合なのかという調査を行いました。今年度、その調査結果をもとに、長寿命化を図るためにどういった管渠

の手立てをすれば良いか、検討してまいったところでございます。

今回の長寿命化計画は、この丸山、岩狩、旭丘団地のコンクリート管渠の内、悪い1.6kmに対して、今後どういうふう整備をしていくかということで、管更正といって、管の中に新しい素材で、新しい管をつくる工法、それと管更生が難しいスパンに関しましては、再度、新しい場所に掘りかえて、新しい管渠を入れる、そういった計画を立ててまいるのが、この長寿命化計画でございます。

事業費といたしましては1億5,000万円程度、事業実施につきましては、さきに御説明しましたように、平成28年度で実施設計、29年度から33年度までの5カ年でこれを更正、あるいは布設替えを行っていくという計画でございます。財源といたしましては、事業費の2分の1を国の社会資本整備総合交付金で充てる計画としております。

今回の長寿命化としましては、その3団地の悪い部分を直すということでございますけれども、53年から整備した部分も古くなってまいりますので、これに合わせて同じように地域を特定しまして、長寿命化計画を策定しつつ、計画的に管路の長寿命化を図っていくというものでございます。

それともう1点、汚水処理構想についてのお尋ねでございますけれども、汚水処理構想は、光市域全体をどういうふうな汚水処理をしていくかというものでございます。一つとしまして公共下水道、もう一つは合併浄化槽での処理が考えられます。

これをどこの区域をどういうふう下水道とするのか、あるいは合併処理とするのかというものを定めたものでございまして、今年度その汚水処理構想に従いまして、今までは大和の塩田、東荷あたりで農業集落排水というものを計画していたわけですが、この部分につきましては、投資効果とかを勘案しまして検討した結果、合併処理での処理に移行するという形で、この構想をまとめ上げたものでございます。

以上でございます。

○畠堀委員

理解しました。ありがとうございます。

○加賀美委員

67ページの周南流域下水道の維持管理費負担金が、昨年の予算に比べて約6,000万円ぐらい下がっていると、この辺の理由が何かわかりましたら教えていただきたいと思えます。

○小田環境部次長兼下水道課長

維持管理費部分につきましては、指定管理ということで若干指定管理料は上がっていますが、今までの資本費部分の返還部分が下がってきたということで、トータル的には前年に比べて減となっている状況でございます。

○加賀美委員

わかりました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) 報告

光市エコオフィスパラン（第3期）（案）

質 疑

○森戸委員

ちょっと1点だけ。このエコオフィスパランは、環境基本計画の中の一つだと思えますけれども、このエコオフィスについては、県内の自治体等と比較をしてみたことはありますか。他市がどういう取り組みをしているのかわかりませんが、そういう比較をしてみたということはあるんですか。

○山根環境政策課長

県内他市、それぞれプランを策定しておられるとは思いますが、実際に他市のプランと比較をしてみたことはございません。

○森戸委員

わかりました。このエコオフィスパランだけではないんですけれども、いろんな指標があらうかと思えます。そのCO₂の削減量とかISOを採用してるとか、いろんな基準があらうと思えますので、ぜひ一度、環境度合というんですかね、環境政策に対する取り組みの度合い等含めて、一度比較をしてみたらいかがかなと思えますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○畠堀委員

この計画につきまして、資料をいただきまして、特に7ページ、8ページに実施状況という形でフォローいただいています。中を見てもみますと、実行しなかったというような数値が年々逆に増えていってる傾向があるものもあります。実際に、例えばOA機器のスイッチのオンオフなどについては、機器の進化もして、多分個人でやらなくても機械が勝手にとまるというようなこともあるだろうし、こういった目標については、暫時状況に合わせて見直すということも必要なのではないかと思います。いたずらに実行しなかった数値が増えていくというのも、こういった取り組みの中では少しマイナスになるのではないかと思います。そういったものを浸透させるためには、16ページにありますエコマルチャレンジデーの重点強調月間だとか、各課等における取り組みの推進といったあたりをしっかりと取り組んで、フォローいただくことが重要なのではないかと考えますので、そのあたりにも重点を置いた取り組みをよろしくお願しておきたいと思

ます。

以上です。

○山根環境政策課長

エコプラスについては、毎月集計をして、その結果を公表等して、職員意識の向上を図っていきたいと思いますし、その結果を職員全体に見える化をするなど、いろいろ工夫して進めていきたいと思っております。

(1) 付託事件審査

①議案第26号 光市営住宅条例及び特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

説 明：大富建築住宅課長 ～別紙

質 疑

○加賀美委員

ちょっと一つだけ確認したいと思います。これは移住促進のためには非常にいいことだと思います。それで第6条の場合で、市町村税を滞納してない者という条件が出てるんですけども、結局、現在いるところの市町村の納税証明書を提出ということになるんですかね。そのあたりは何か、やっぱり市町村税ですから、やっぱりそうだと思いますが、その辺はどうなんか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○大富建築住宅課長

税金を滞納していないことというのがありますので、納税証明書をつけていただくようになります。

以上でございます。

○加賀美委員

わかりました。以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第1号 平成28年度光市一般会計予算（建設部所管分）

説 明：橋本監理課長 ～別紙

質 疑

○森戸委員

ちょっと確認で、175ページのハザードマップについてなんですが、これは何のハザードマップとおっしゃられました。

○橋本監理課長

土砂災害警戒区域のイエローと、土砂災害特別警戒区域のレッドを反映したハザードマップとなります。

○森戸委員

わかりました。いつぐらいまでにできるんですか。

○橋本監理課長

山口県の指定が28年の12月の予定となっておりますことから、その指定に伴いまして、28年度中には作成する予定にしております。

○森戸委員

よろしく申し上げます。

それと説明資料の52ページなのですが、山田中岩田線について、今年度は100mやるということなのですが、事業計画としては29年度までとなっておりますけれども、28年度が終わった時点でまだ残っているところというのがあるんですか。

○酒向施設係長

ちょうど中間部分になるんですけども、延長部分が多少残っている部分がございます。52ページのちょうど中ほど、ちょっと色が薄くなっているところがあります。この部分が残っている部分です。

以上です。

○森戸委員

この部分についてはどういう状況なんですか。

○酒向施設係長

こちらの工区につきましても、地権者の方とお話をしておりまして、ただいま交渉中でございます。

以上です。

○森戸委員

じゃあ、用地交渉がまだ済んでないということですね。

○酒向施設係長

そのとおりでございます。

○森戸委員

ちなみに、交渉によって、この地図というか、この表で見ると、17から29年度というふうになってるんですが、交渉が長引いていくと、自動的にここが延びていくものなんですか、どうなんですか、その辺は。

○酒向施設係長

やはり相手様がおられますので、その関係で延びていこうかと思えます。

以上です。

○森戸委員

ちょっと考え方だけ。合併して、もう12年というようなところですけども、特例債の事業としては、その特例債部分は一旦は基金として造成してありますから、その辺の部分は問題ないんですか。特例債部分のこの特例債分は大丈夫なんですか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○森戸委員

それと、ここでいいのかな、179ページの地方道の整備事業の中でちょっとお尋ねをいたしますが、市道の栄下線については、どのような状況でしょうか。完成まであとわずかではありますが、今年度はどのようにされるのか。

○岡田建設部長

栄下線につきましては、一定の目的を果たした状況でございましたことから、平成28年度につきましては、限られた財源の中で緊急度、優先度を考慮した結果、舗装等の整備を今年度見合わせたというところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

今年度というのは28、27年度、どちらですか。

○岡田建設部長

大変失礼いたしました。今年度でなく、平成28年度は見合わせたということでございます。

○森戸委員

あと残っている部分とすると、何が残っているんですか。

○岡田建設部長

主に舗装工事でございます。

○森戸委員

舗装工事がどのくらい残ってるんですか。もしそれをやるとすれば、どのくらいの金額になるんですか。

○酒向施設係長

舗装といたしまして、延長156m、金額で言いますと700万円程度見込んでおります。

以上です。

○森戸委員

700万円です。156mの舗装ということでありまして。一旦は、道路を整備してきて、あと舗装だけというような状況なんです。普通、事業全体の考え方からすると、舗装をせずそのまま残すというのがあるかどうかわかりませんが、本来なら、舗装して、きちんと通っていただくようにするのが事業としての流れだと思っております。ここは特に道路としてというよりは、排水対策という形でこの市道整備は進んできたと思っております。逆に言うと、その水が流れていくわけですから、早く舗装してあげるといふことのほうが必要なんではないかと思っております。いかがですか。

○酒向施設係長

舗装ということですが、現在、施工は道路面まででき上がっております。道路面と申しますか、山を切って、地山で現地が残っております。これを緩めてない状態ですので、ある程度水処理はできようかと考えております。

この水処理、雨水対策につきまして、今後、状況を確認していきたいと考えております。

以上です。

○森戸委員

状況は、ぜひ確認をしていただきたいと思っております。

それと、この工事をするまでの間に紆余曲折があつて、本来であれば、もうちょっと早く完成していたと思われるんですが、そういう面も考えると、地元の方々は、また遅れるんかいというようなことにならうかと思っております。この事業検討からすると相当な年数がたつてますので、もしこういうことで遅れるということであれば、地元に対するきちんとした説明が私は必要だと思っております。その辺のところはいかがでしょう。

○岡田建設部長

この道路につきましては、道路関係者がいらっしゃいますので、その方にはきちんと御説明をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○森戸委員

わかりました。説明をよろしくお願いをいたします。

それと179ページの法定外公共物の維持管理、支援事業補助金なんです。この60万円はどのぐらいの件数を予算として見ているんですか。

○弥益道路維持係長

最大上限が20万円になりますことから、3件を予定しております。ただ20万円でない

自治会からの申請もありますので、件数は動くと思われま

す。
以上です。

○森戸委員

これはどうなんですか、最近の活用度合というんですか、申請度合というか、それはどんな感じですか。まあ、1、2、3年ぐらいの部分でよろしいんですけども、わかる範囲で結構です。

○弥益道路維持係長

平成25年度、26年度、27年度で、1件、3件、6件と増えてきております。非常にありがたいことだと思っております。

以上です。

○森戸委員

少ないと仮定して質問を作ったんですが、徐々に増えてきていると思いますので、これに至らなくても相談されるケースというのが結構あるかと思

○弥益道路維持係長

申しわけありません。相談件数の実数は把握しておりませんが、直接窓口で受けております私どもとしましては、問い合わせはこの件数以上に受けており、年間10件程度は受けております。

○森戸委員

わかりました。ちなみにこの制度はどういったところで宣伝とか周知されているんですか。ケースがあったときに、相談になったときに、初めて皆さん御存じになられるのか。確かホームページには出てましたかね。私としては知らない場合が結構多いのかなとも思うんですけど、そのへんのところはいかがでしょうか。

○弥益道路維持係長

議員仰せのとおりでございます。ホームページへは、平成28年度以降アップしていくことで進めていこうと思っております。ただ、制度の内容の詳細までは載せる予定はございません。詳細についてはお問い合わせくださいということで進めたいと思っております。

それと、出前講座等々でも、件数は少ないですが、お知らせをさせていただいております。

以上です。

○森戸委員

わかりました。ぜひPRをお願いしたいのと、常に利用者が使いやすい制度になるように改善を加えていっていただきたいと思います。

以上です。

○磯部委員

濟いません、1点、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。177ページの中
段より少し下、道路整備事業の中に、市道舗装整備等工事の中の御説明で、多分予算説
明資料の55ページ、荒神堂線道路照明施設整備事業、このところも御説明にあったか
と思います。これを見ますと、今、コミュニティセンターの状況の中で整備もされてる
んですけど、照明が新しく27年度が2つ、そして28年度に2つ、このあたりになって
るんですが、古い照明器具はどのようにされるのかをまず1点、お知らせください。

○酒向施設係長

撤去したいと考えております。

以上です。

○磯部委員

今、地元の方々からの御要望もあったんですけども、5基ありまして、1つしかつ
いてない状況が長く続いておりまして、今度やっていただくことで非常に明るくなるの
ではないかなと思いますが、明るさの状況はどのようになるんでしょうか。

○酒向施設係長

明るさですけども、一応交差点部分に照明がつきますことで、今よりは明るくなる
かと思います。しかも、LEDですので明るくはなると考えております。

以上です。

○磯部委員

わかりました。今ここから右側にコミュニティセンターに入る道も整備されようとし
ておりますので、今まで以上に、ここは利用される方、車で通る方が多くなるかと思
いますので、そのあたりもよく注視して私たちも見ていきたいと思っております。

以上です。

○加賀美委員

177ページの道路維持管理委託料の件について、ちょっとお尋ねいたします。

市道で大和地区の方々には市道の横の草刈りを委託しているというような話があった
と思うんです。今はやっぱり県道から市道を通って農道に行くところなど、町内のいろ
んな方々が出て市道の横の草刈りをしている。ところがもう高齢化してやれないとい
うところが多いんですよね。そういう場合は、やはり市が道路維持管理委託料でやっ
ただけるといふことで、この手順はどういうふうになってるのか、そこがわかればお

聞かせ願いたいと思います。この委託料を出して草を刈ってもらえる基準ですが、どの範囲ならできるのか、その辺の基準はあるんですか。

だから、例えば今までは地域の人が出てきて、ずっと草を刈ってた。例えば、墓園の向こう側ですけどね、農道に向けて、その辺は全部地区の方々が皆刈ってたんだけど、もう刈れなくなってきたというような声も出てるんですよね。今、こういう道路維持管理委託料が出るんならば、このお金を使ってやってもらうことも考えられると思うんですが、その基準は何なんのか、わかれば教えていただきたいと思います。

○岡田建設部長

道路の草刈りの基準でございますけども、基本は地元の方に草刈りをお願いしたいところでございます。といいますのは、350km近い市道を全て市が維持管理をするということは非常に困難でございます。その中で、交通量の多い箇所については、市が維持管理を行っておるというところでございます。

以上でございます。

○加賀美委員

わかりました。交通量の差なんですね。だから、余り人が通らないと、そのまま置いておくということじゃなくて、地元の人をお願いしてるということですね。地元ね、それがね、難しいんですよ。高齢化しましたらなかなかやれないという声が出てるんですよね。だから、そういうところがあれば、一応申請は認めて、その場を見て、これはちょっとやらんにゃいけんなどいうところがあればやっていただくような、いわゆる予算措置をしていただきたいと思います。要望です。

もう1点お尋ねします。これ河川の関係なんです。181ページ、直接は県の島田川でございすけど、ちょっとその問題なんですけどね。あそこに、非常に皆さんが喜ぶ水鳥の道、鳥瞰図なんかもあってね、非常にたくさんの方々があの辺をハイキングしておられたんですけども、今鳥が全然見れないんですよ。

というのは、葦が全面的にずっと茂っちゃって。だから鳥が全然来なくなったと。で、この間、千歳橋のところを葦をのけちゃったんですね。そしたら、何ですかね、ユリカモメですか、これがたくさん見れたというような形で派手にPRされてました。地方紙なんかでも出ておりましたけど、やっぱり葦の問題を、どういう形で県のほうに申し入れしてあるのか。葦の除去については、県はどのような見解をしてるか、わかる範囲で教えていただきたいと思います。

○岡田建設部長

島田川の葦、しゅんせつでございますけども、これまでも県には要望を常に行っております。その中で県におきましては、葦についても、しゅんせつにつきましても河川の流下能力に支障があると判断をした場合は、しゅんせつ、葦を刈られるということでございます。平成27年度は、光大橋付近前後を計画的に実施されております。平成28年度につきましても、同じように県には要望をしております。

以上でございます。

○加賀美委員

確かにね。だから、光市としても、鳥の鳥観地までつくって、水鳥の道というので非常にアピールしてるわけですよ。通ったところで鳥がひとつもおらんことはないんでしょうが、カモとかそんなものはいるけど、本来、鳥観地にあるような鳥がいないと。これじゃあれでございますんで、積極的に県のほうにお願いして、やっぱり水鳥がたくさんおって、ああ、光市に行ったらすばらしい、川辺がすばらしいというようなところの環境をつくっていただきたいと思います。要望です。

以上です。

説 明：玉木都市政策課長 ～別紙

質 疑

○畠堀委員

今185ページの都市構造検討調査委託料について御説明いただきましたけども、都市機能の集約化など地域集約型の都市構造の検討調査ということでしたが、もう少し詳しく教えていただけたらと思うんですが。

○玉木都市政策課長

都市構造検討調査でございますが、本市の都市構造における各種基礎データ収集として、国が示した手法に沿って、生活の利便性や健康福祉、安全安心等様々な分野から都市構造の現況を客観的かつ定量的に評価し、都市政策上の課題、問題等を抽出、整理し、目指すべき将来都市構造へ講ずるべき施策の設定の基礎資料を得るために調査をいたします。

以上でございます。

○畠堀委員

ありがとうございました。そうしますと、その結果に基づいて、具体的に何か中長期の計画なり構想みたいなものを構築されようとしているのでしょうか。その対応として、どのようなことを考えておられるのか教えていただけたらと思います。

○玉木都市政策課長

現在、光市まち・ひと・しごと創生総合戦略においても、地域集約型都市構造の検討をお示しております。この中において、事案例の一つとして、これから調査をして事業を進めてまいるということでございます。

以上でございます。

○畠堀委員

はい、了解しました。

○森戸委員

ちょっと今ので関連なんですけど、都市構造を調査する箇所というんですか、それは、例えばで言うと、市街化区域だけなのか、調整区域も含めたものをやるのか、その辺のところはどうですか。全体の構造を調査するんですか、集約すべきところをやるのか、その辺はいかがですか。

○玉木都市政策課長

実施に関しては、検討中でございますが、都市の構造として調査しますので全域になるかと思えます。

以上です。

○森戸委員

全域でやっていただきたいなと思えます。というのが、拠点として集中化していくのはいいんですが、そこだけを見るんじゃなくて、ここは全体によって生かされていると、何が言いたいかという、山とか畑とか田んぼとか、そういう多面的機能があってこそ、そこが持っていくと思えます。そういう部分の関係性みたいなものは、安心安全ということにつながっていくと思えますが、そういった関係性というものは考慮されるんですか。調査されるんですか。

○玉木都市政策課長

生活の利便性等に関しても調査項目には上がっておりますので、その辺を含めて調査ということになるかと思えます。

以上です。

○森戸委員

まあ利便性とは違うんですけどね。便利になるというよりは、そういう部分があつてこそ、個々が成り立つと、水も必要でしょうし、空気も必要でしょうし、災害から防止するという機能もあるでしょうし、そういった利便性だけに捉われず、全体の安心安全につながっていく部分もぜひ調査をしていただきたいなと思えます。その視点がなくなると、利便性だけを追求していくと、全てがなくなっていくように私は思いますので、ぜひ御検討をお願いいたします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

説 明：酒谷公園緑地課長 ～別紙

質 疑

○森戸委員

187ページのお尋ねをいたしますが、誕生記念植樹の285万円の内訳は何でございますでしょうか。

○酒谷公園緑地課長

これはツバキの里、誕生の森がありますが、過去に誕生記念植樹を行いました箇所の草刈りを、年2回行っているものでございます。

以上です。

○森戸委員

誕生の森は、これは生まれた子供に対して、その辺のところをちょっと整理したいので。

○酒谷公園緑地課長

前年の1月1日から12月31日に生まれた子供の誕生を記念して植栽をする行事でございます。

○森戸委員

それは子供もしくは保護者を呼んで何かセレモニーをやるのか、植えたところには名前を書くのか、その辺はどうだったですかね。

○酒谷公園緑地課長

応募された子供さん全員の名前を名板に刻みまして設置し、子供さんと保護者で記念植樹をするセレモニーでございます。

○森戸委員

毎年、300とかそんな数が植えられていくんですかね。希望者も全員来るとは限りませんけれども、その辺はどうなんですか。

○酒谷公園緑地課長

応募者約100名で一人一本です。

○森戸委員

植えて、その後、何か訪れるということはあるんですか、植えられた方が。

○酒谷公園緑地課長

植えられた記念ですから、訪れられることもあると思います。

以上です。

○森戸委員

ぜひ冠山の来園にもつながると思いますので、もう一回そこに行くというのは、これ非常に予算をそれだけかけてやるわけですから必要なことだと思いますし、郷土に対する愛着とか誇りとか、そういうものにつながっていくと思いますので、ぜひ次に来るような企画も今後はしていただきたいと思います。

それと、公園整備事業で、子どもの森の改修というふうに言われたんですが、子どもの森の改修は何をやるのかということと、これ自体、供用開始したのはいつだったですかね、その辺の、開始してどのぐらいたつのか、それも含めてお知らせください。

○酒谷公園緑地課長

子どもの森の開園ですが、24年度でございます。改修の内容でございますが、子どもの森は傾斜地でありますので、雨水対策の実施、遊具が設置されている箇所の土留め柵が木製であり、腐りが発生しておりますことから、危険であるため樹脂製の土留め柵に改修するものでございます。

○森戸委員

それはお幾らぐらいかかるんですか、今回の改修は。

○酒谷公園緑地課長

150万円を予定しております。

○森戸委員

供用開始して4年近くがたとうとするんですが、子どもの森に関して改修したのはこれが初めてなんですか。その前にも何かあったような気がするんですけど、その辺のところをちょっとお知らせいただけたらと思います。

○酒谷公園緑地課長

今年度も改修しております。これもやはり同じ土留め柵の改修を行いました。その続きを来年度も行います。

○森戸委員

その辺が当初の部分では想定はできなかったんですか。想定できない部分の工事なのか、どうなのか、その辺のところはちょっと理解ができないんですが、その辺はいかがですか。

○酒谷公園緑地課長

当時は、木製土留め柵で大丈夫という判断で行ったものです。しかし、年数の経過によって、予測できない様々な状況がございました事から、改修する必要性が生じたという事でございます。

以上です。

○森戸委員

それをやらないと、この工事をやらないとどういう結果になるんですか。例えば、その遊具がこうなったりとか、けがをしたりとか、その辺の部分は。

○酒谷公園緑地課長

子供さんがたくさん来られるので、土留め柵が倒れると非常に危険であります。遊具の利用にも影響がございますので、改修を行う必要があります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○酒谷公園緑地課長

先ほどの子どもの森の開園時期なんですが、訂正をさせていただきます。平成24年2月の開園ということでございました。大変申し訳ございません。

○森戸委員

わかりました。安全性は当然必要であろうかと思いますので、一度ちょっと現場を見てみたいと思います。4年で果たしてそうなるのかどうかわかりませんが、また現場を見てみたいと思います。

○畠堀委員

187ページの公園整備事業におきまして、先ほど説明がなかったのでお尋ねしますが、室積の市場の公園の整備の中で、遊具の整備ということがございました。それと先ほど触れられなかったんですが、虹ヶ浜の北公園の遊具の整備というのがございましたけども、それとあわせまして、児童遊園地の維持管理の中での遊具の点検等のお話があったわけですが、これらの公園の遊具については、具体的にどのような遊具を設置されておられるのか伺いたいと思います。

○酒谷公園緑地課長

公園の遊具設置なんですけども、滑り台、ジャングルジム、鉄棒などが設置されております。

○畠堀委員

今伺いましたけど、ほとんどが幼児用ものということで、特に児童公園なんかそうなんですけども、後ほどのテーマにもある大和の複合型の整備施設等の整備基本計画の中でも、若者からお年寄りまでが一緒に暮らして、広場エリアというのがあります。そういったところには当然お年寄りの方が小さい子供を連れて集まってくる。そうなりますと、公園の目的というものが幼児だけではなくて、幅広い年代の方が使えるような整備というものも必要ではないかと思えます。

既に今のある公園においても、やはり子供が一人で行くというのはなかなか少ないだろうと思います。健康増進の計画の中でも、お年寄りが外に出て、やっぱりそういった健康な生活を送るためには、そういう場の設置も必要ではないかというふうに考えるわけです。今後の公園の遊具のあり方等について、そういった幅広い年代をターゲットにした遊具の設置等についてのお考えはいかがでしょうか。

○酒谷公園緑地課長

議員御指摘のとおりと考えております。室積公園の整備事業の中でも、健康の遊具を設置を計画しているところでございます。バランス円盤、平行棒、背伸ばしベンチなど高齢者も活用できるような遊具の設置を考えております。

以上です。

○畠堀委員

もう既に検討していただいているということで、ぜひそういった観点で、これまでの価値観にとらわれずに、幅広い観点からの御検討、実施をお願いします。

○加賀美委員

今の関連質問ですけどね、そういうふうな遊具の問題については、111ページに児童遊園地の整備工事予算が今年度上がってないと。去年は一応27万円ぐらい上がっていて、今年度そういう、遊具はやめたんかなって思いをしたんだけど、その辺はどういう考え方でしょうか。遊具の設置について、予算はどこに上がっているのか。

○酒谷公園緑地課長

遊具の設置の予算は、児童公園におきましては、今年度は遊具ではなく、宮ノ下の児童遊園地にフェンスの設置をさせていただいております。来年度は児童遊園地に関して、計画がございませんので計上しておりません。

○加賀美委員

今、同僚議員からのお話があったように、公園に例えば、うちなんかもそうなんですけども、高齢者が座る椅子を設置してほしいとか、そういう要望が出てるんですよ。だから、遊園地でも、まあ直すほうはいいんですけども、新しくつけてほしいちゅうときは、宮ノ下の柵みたいだね、補正でやるという考え方なんですか。その辺、やっぱり何らかの形で、遊具とかそういうものの予算はちゃんと取ったほうがいいと思うんですけど、どうなんですかね。なぜ今年度そういう予算を入れてないのかなと思ってます。

○酒谷公園緑地課長

そういう御要望があれば、内部で協議・検討をさせていただきたいと思います。
以上です。

○磯部委員

1点だけ確認をさせていただきたいと思います。187ページの上から2行目の街路樹緑地帯管理委託料、このあたりの説明をなさいました。市内一円の整理をこのあたりでなさっているんですけども、以前、何回か安全安心の視点で、やはりここは危ないと、そういう指摘をしてきました。今年度の末までにある一定の整理をされるというふうな御回答がありましたが、進捗状況についてお伺いをいたしておきたいと思います。

○酒谷公園緑地課長

街路樹の維持管理指針につきましては、関係所管との協議は終了し、最終段階に来ております。来年度の早い時期にお示しできるように頑張っております。今しばらくお待ちいただきたいと思います。

以上です。

○磯部委員

わかりました。そういうふうに前に進めていただいて、安全安心のまちづくりに寄与されているということで期待をしておきたいと思います。

以上です。

説 明：大富建築住宅課長 ～別紙

質 疑

○森戸委員

191ページの市営住宅維持管理事業についてお尋ねをするんですが、エレベーターの保守点検について、これは何基のエレベーターで何基なのか、まずその辺のところから。

○大富建築住宅課長

平岡台が1基、緑町が2基で合計3基でございます。

○森戸委員

このエレベーターについては、何階からだど設置しないといけないとか、その辺の設置の基準というのがあるんですか。既存もしくは新規でつけていくのか、既存のにどうしていくのかとか、そういう何か考え方というのがお持ちでいらっしゃいますか。

○大富建築住宅課長

特にエレベーターについて基準はございませんけども、一応4階以上についてはエレベーターを設置したいと考えております。

以上です。

○森戸委員

了解をいたしました。4階以上ということと、3基で250万円かかっていますから、7、80万円かかっているんだなということがよくわかりました。

以上で終わります。

○委員長

森戸委員の質問があって、保留になっておりました。お答えをいただけますか。

○森重副市長

先ほど森戸委員さんのほうから御質問がありました山田中岩田線の財源についてのお答えを再度させていただきたいと存じます。

基本的には、この本事業については、合併特例債を活用しての事業でございますので、発行が認められております平成31年度までにこの事業が完了できれば、その財源を活用してまいりたいというふうに考えております。

万が一、それ以降に延びた場合ではございますが、合併特例債を原資にした未来創造基金を現在基金として保有しておりますことから、その基金を取り崩すことも可能ではございますが、その段階で最も有利な財源について、我々のほうで充てがっていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) 報告

大和複合型施設等整備基本計画・基本設計（案）

質 疑

○加賀美委員

今ごろ言ったんじゃ遅いのかもかもしれませんがね、結局、快適な住空間を売り物にしてる中で、これよく見ましたら、大体高齢者、あるいは車椅子の人たちが88人ぐらい駐車場の場所をとってるぐらいですからね、そういう方々もたくさんいらっしゃるんですけども、そういう方々のための一番大切な仕組みをちょっと考えていただきたいと思うんです。

まず1つは、やっぱり買い物が当初はあったんですけども、とうとう最後にはなくなっちゃった。せめて、市営住宅の1階ぐらいは地元のスーパーぐらいが入るぐらいに、そういう何かこう思いやりのある何かをしないと、買い物に行こうにもどこにもいけないと。

恐らく、ずっと向こうにスーパーがあるのとセブンイレブンがあるぐらいで、そういうところへ買い物に行くまでが大変だと。やっぱりそういう買い物の関係を考えてほし

い。だから、市営住宅の1階をスーパーに貸すなりして、それで店舗をそこでやってもらうというような考え方はできないのか、この辺について、まず御意見を聞かせてほしいんですが。

○玉木都市政策課長

住宅の中に店舗ということで、岩田駅周辺施設整備基本計画の策定過程におきましても、市民懇話会の中で同様の意見も出されました。こうした意見等も検討し、積み重ねてきた結果が現在の形でございます。これを基に基本計画・基本設計を進めていますことから店舗についてはできないということでございます。

以上でございます。

○加賀美委員

これ、冷たいですよ。やっぱり僕らでもちょっと買い物行くのに年とってね、あそこに入って、あれどこへ買い物に行きゃええんか。またもう一つ言いますけどね、バリアフリーの問題もちょっとあるわけです。こういうことでやっぱり快適な住空間っちゃ、買い物ができる、せめてスーパー並みのものをちゃんと入れるべきじゃないかと。今からでも遅くないから市営住宅の1階は全部そこは店舗にして、借りてくれる人がおれば貸すと、それで料金をもらえばいいんだからね、そういう点が考えられないかと。

もう1点はですね、これはちょっと余り関係がないと思いますが、恐らく先ほどあったように88人の車椅子の駐車場があるということは88人ぐらいはいらっしやるということになるんでしょう。じゃなくて、駐車場が40台だったかね、ここにあったのは。済いません。いずれにせよ車椅子の方もいらっしやるんだろうと思うんです。

それともう1つは、恐らく多子家族が、例えば2人、3人の子供を抱えた人たちがいらっしやると。そういう人たちはやっぱり乳母車を使われると思うんですよ。そういう人たちが、やっぱりちょっと徳山に行きたいと、光に行きたいちゅうときには、やっぱり駅を通らなくちゃいけんと。駅の直ぐへりはとても無理だったら、JRとの話し合いですけども、一番向こうの3番線は要らんんじゃないかと。だから、向こうに道をつくって、プラットホームまで、車椅子でそのまま坂道を上げられるような、そういう施設もやっぱり考えてあげるんが、快適住空間じゃないかと思うんですよ。

特に、車椅子の人とか、乳母車を押していく人たちは、汽車に乗ろうと思ったら、上りはいいんですけど下りが、どうしても上に抱えて上がらにゃいけんことになっちゃうんですよ。だから、南側に道路をつくって、駐車場もつくって、そしてそこから、今光駅がやってるように、要らなくなった線路を通って道をつくって、1番ホームのところのプラットホームに行けるようにできれば考えてほしいと。これはもうJRとの話し合いの中で、3番線は離合するために絶対要るんだというのなら無理でしょうけど、要らんちゅうならね、あそこにバリアフリーの道をつくって直接駅に入るようなね。

○委員長

委員、途中でございますが……

○加賀美委員

そういう感覚で、ちょっともう少しね。

○委員長

委員。加賀美議員、途中でございますが、あくまでも基本設計の案の提示でございますので、宿題じゃないんですけど。

○加賀美委員

要望としてね、出しておきたいと思います。

○森戸委員

40ページの整備スケジュールの中で、解体工事があるんですが、やまとふれあいセンターの解体工事に関しては、解体するに当たっての設計をやったわけなんですけど、この公民館と資料館に関しても同様にやられるんですか。

○玉木都市政策課長

設計をやってまいります。

以上です。

○森戸委員

やまとふれあいセンターのときも、150m²でしたかね、その広さで解体での設計について疑問が呈されたと思うんですが、大きさからすると大きいのかなというところで多少の理解はできるんですが、その辺はどうなんですか。同様にやるというんですから、やらないことはないんでしょうから、何て言ったらいいのか。

○玉木都市政策課長

大きさに関係なく、構造的にも設計してやる方向で考えております。

以上です。

○森戸委員

わかりました。

それと、次のページで、公営住宅、合算で6億7,000万円ということだったんですが、市営だけだと幾らなんですか。

○玉木都市政策課長

市営、県営合算にしておりますのは、供用部として、エレベーター等ございますので、それを含めた形での金額を掲げております。

○森戸委員

この市営住宅は何階建てなんですか。

○玉木都市政策課長

4階建てでございます。

○森戸委員

4階建てということですから、先ほどのエレベーターに関しては4階建て以上ということだから、これに該当するんですね。わかりました。

この市営住宅の構造は何になるのでしょうか。

○玉木都市政策課長

鉄筋コンクリート造でございます。

○森戸委員

鉄筋という形ではなくて、鉄骨とかそういう形にすれば、単価は半分ぐらいで済むんじゃないかと思われるんですが、そういう形でコストを低減するような考えというものはないのでしょうか。

○大富建築住宅課長

整備基準の中で、音の問題とかそういうものを考えますと、4階であれば鉄筋のほうが有利かなと考えております。

以上です。

○森戸委員

その整備基準というのは、何の整備基準なんですか。

○大富建築住宅課長

これはもともと国が整備基準を決めておりましたけども、平成25年3月に整備基準を市でつくったところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

その整備基準、もともと国だったとしても、基準に適合しないと補助金がもらえないのかとか、その辺のところはどうなんですか。

○大富建築住宅課長

整備基準をつくっておりますので、それに合わない補助金の対象にならないと思います。

○森戸委員

わかりました。通常の寮とかそういうものであると、一般的な企業なんかは鉄骨とかでつくられているケースというのがよくあると聞いておりますので、それに比べると非常に割高に公営住宅の場合はなると。しかしながら、その収入というんですか、家賃は非常に低い。福祉政策ですから低く設定されてますので、今後のその市営住宅を建設するに当たっては、低廉なコストで建てられるように、そういう工夫が私は必要だと思うんですが、その辺のところの何か御検討なりお考えなりがございますでしょうかね。

○大富建築住宅課長

市、県で建設しようと考えておりますので、そういう形でコスト低減については考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○森戸委員

そういう形というのはどういう形なんですか。

○大富建築住宅課長

整備につきましても県に20戸つくっていただいたということもありまして、住宅の建築につきましても、さまざまな方法を考えながら、コストダウンについては考えていきたいということでございます。

○森戸委員

わかりました。これ以上やると、この部分から外れますので、総供給量という点でさまざまな方法を検討していただきたいと思えます。

以上です。

○加賀美委員

ちょっともう1点、聞き忘れましたが、バリアフリー化がやっぱり問題になると思うんですけれども、平岡台住宅なんかってのは非常にバリアフリーで使えるようになっている、その辺はどういうふうに検討されているんでしょうか。

○玉木都市政策課長

バリアフリー化ということで、施設の2階へはエレベーターで上がるようになりますが、そこからふれあい広場のほうへそのまま行けるような形で配慮しているところでございます。

以上です。

○加賀美委員

いわゆる部屋に入るときに段々があるとか、そういう車椅子の方々なんかの、平たくそのまま入れるというのは検討はされていないんですか。

○玉木都市政策課長

そのあたりにつきましては、バリアフリーも考慮した形での施設になります。
以上です。

○加賀美委員

じゃあ、要望しときます。

○木村（則）委員

細かなことも含めてちょっと数点質問をさせていただきたいと思います。

34ページから35ページ、36ページですけれども、これ本当は冊子の関係でいうと33ページに配置図を持ってきて、35、36ページに、見開きで1階、2階の平面図が見れると非常にわかりやすいのかなと思います。それはさて置き、前回、中間報告の際に、県営住宅、市営住宅それぞれの向きが、これはよくないのではないかという指摘をさせていただきました。それにもかかわらず、変わってはないわけですけれども。

ちょっと改めていじわるな質問をさせていただきたいと思いますが、恐らくこのまま西向きで建ってしまいますと、本当に1日中日が入らないというか、夏場は特に午後3時以降は西日が大変きつくて、これは間違いなく私は苦情が出ると思います。そのときに対して、どういうふうな返答をされるのかというのが、質問かどうかわかりませんが、いかになんでしょうかね。どうしてもこの向きでなければいけないかという、もっと大きな理由があるのかどうか、改めてお伺いをしたいと思います。

○玉木都市政策課長

限られた敷地の制約、周辺地域の状況も考慮して現在の形になっております。またバルコニーから広場を見渡せ、見守りできる環境を優先したということがございます。また、県とも協議し、この配置が最終ということがございます。

以上でございます。

○木村（則）委員

なかなか本当に専門でないと、このあたりというのは想像がつかないということがあろうかと思いますが、この西向きであるということに関しては、何かしらの協議というのはどっかとはされてはいるんですか、いないんですか。

○玉木都市政策課長

県営住宅もございますので、県のほうとは協議をしております。
以上です。

○木村（則）委員

わかりました。広場の活用ということも当然ありますけれども、当然どっかで折り合

いつけながら、何が一番優先順位かということが重要であろうかというふうには私は考えます。

それでは、2点目ですけれども、ちょっと動線についてお伺いをしてみたいと思います。35ページの1階の平面図をご覧くださいと思いますが、エレベーターの位置が余りよくないのではないかなというふうに思われます。これ2階に上がってきますと、2階のサロンであるとか図書室といった場所と一番離れたところにあります。本来であれば、階段室、それからエレベーター、1階と2階の動線というのが2階のサロンに出てくるのが最も望ましいというふうに考えます。例えば、今この風除室から入れる位置がありまして、その図面で言うと左側にエレベーター室、その左側に階段がある。階段はもし行ってこいで上がれば安全性も高まるし、ここに1階と2階のエレベーターと階段のアクセスがそれぞれ設けられるといったことが、私は一番よいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○玉木都市政策課長

1階平面図のエレベーターの位置ということで、支所と管理事務室に近い形でエレベーターを配置しております。

以上です。

○木村（則）委員

といいますと、事務所とか支所での職員の方が優先してこのエレベーターを使うということのほうが目的と考えてよろしいんですかね。

○玉木都市政策課長

管理事務室を通られて、2階の施設を利用されるとか図書館を利用される、そういうことでございます。

以上でございます。

○木村（則）委員

ちょっと私は、このエレベーターの優先は市民の方なのかなと、したがって、入り口に近くて2階に上がったところでサロンが一番近いところに出てくるのが望ましいのではないかなというふうには考えたわけですが。私は、この施設が少しでもよりよくしたいがための質問だというふうにぜひ御理解いただいた上でですね、そうですか。じゃあ、ちょっと2階のサロンの中にある車路、吹き抜けというものがありますが、これはどういう目的なんでしょうか。

○玉木都市政策課長

この吹き抜け部分についても舎炉の真上でございます。よって、明かり取り等の役目

も果たすものでございます。
以上です。

○木村（則）委員

どこに明かりを確保したいということなんですかね。その1階部分なんでしょうかね。

○玉木都市政策課長

そのとおりでございます。

○木村（則）委員

いや、1階はこれ両方があいてますので十分に明かりが入ると同時に、この吹き抜けというのは、じゃあ天井から全部これが吹き抜けてるっちゃうことなんですかね。

○玉木都市政策課長

2階部分についても明かり取りの役目をしております。
以上です。

○木村（則）委員

2階部分というか、これは室内ですから、外部からの明かりが入ってこないの、採光を取ろうと思えば天井しかないわけですけども、2階の棧の採光を取るのであれば、別に下の何ていいますかね、車路に向けてなくてもいいと思うんですけども。

要は何が言いたいかと申しますと、これがあるばかりに、今先ほどの階段であるとかエレベーターの動線からすると、やっぱりうまくないですよ。なきやないですごくさっぱりするんですよ。だから、どうしてもこれが必要であるというのは何なのかなということをお尋ねしたかったわけなんです。

○玉木都市政策課長

図書館部分につきましても、向かって左側がほぼ壁となりますことから、ここにも採光が必要かと考えておるところでございます。

○木村（則）委員

いや、物理的にここからは採光は得られないはず。屋根を抜いて、天井から取れば、当然、サロンのほうには入ってきます。図書館はまあまあこれも西向きなんですけども、外からの採光を当たり前に取ったらいいんじゃないですかね。今まあ広場に向けては大きい開口があるので、それから西に向けても部分的に採光を取ればいいと思うんですけども。ちょっといずれにしても動線から言うとかなりぎくしゃくすると思うんですよ、ここの吹き抜けというのは。だから、それ以上に何か強い目的といいますか、果たす役割がない以上、吹き抜けは反対にないほうが、きっといいだろうと思えますけれども、ちょっと改めて検討していただくわけにはいきませんか。

○岡田建設部長

今の吹き抜け部分でございますけども、2階の屋根も吹き抜けになってございます。これは当然、車路利用者の明かり取りがメインでなっております。といいますのは、やはりピロティーになっており、この建物の中が、23mございます。その中で明かりが行き届くというものではございませんから、明かりをそこから求めるということでございます。これについては、なかなか変更するということは困難でございます。

以上でございます。

○木村（則）委員

わかりました。今初めて天井からトップライトが取られて、1階の舎炉に向けて明かりを取ってるというお答えをいただきました。23mという間口ですけども、16m近くが空いており、決して暗いということは私はないのではないかなと思います。あるいは、その採光の取り方ですけれども、これは南から取るわけにいかないもので、どうしても北面の安定した光を取らなくてはいけないということで、どのぐらい効果があるかなというふうには思います。

最後にもう1点だけ、細かいことで恐縮なんですけれども、1階のホールの後ろ側にステージがあって、その後ろに通路がとられております。これは市民の意見の中に、大ホールの舞台に通じる裏道が欲しいといったことが反映をされているのであろうかと思ひまして、大いに結構なことではあるんですけども。

これ図面を見ますと、やっぱり1mぐらいしかないんですよ。人間だと通過はできるんですけども、こういう発表会のときは、やっぱりこのステージの裏で、ちょっと座っても待てるという状況が欲しいので、できましたら、これは1.5か2mぐらいはあって、一部は座って待てるというのがよろしいかなと思います。

それともう1点だけ。もちろん要望で結構ですけれども、室積のコミュニティセンターのときにも再三申し上げて、結局実現もできなくて、残念ながら蓋をあけてみると、やっぱり使いにくかったという面がありました。それを文化祭等の発表会のときに、やっぱりステージを使われることがあるんですよ。そのときに、音響が昔ながらの舞台の袖にあって操作がなかなか難しいと。照明も新しいもの、別のものを持ち込まないといけないといったようなことで、もう少し簡単な明かり、あるいは音響を、僕はちょっとエレベーターホールが動いたら、その場所にとは思っていました。今のエレベーターホールとか、ちょっと右上の倉庫あたりに、本当に半坪で結構なんですけども、そういうオペレーションできる場所を確保したら大変使いやすい施設になろうかなというふうに思いますので、これは要望といたします。

以上です。

○畠堀委員

今御説明いただきまして、特に公営住宅につきましては、子育て世代から高齢者まで多様な世代の人々と交流が期待される機能を確保するというので、まさに市営と県営

の住宅の中で、そういった方に入居していただくんだということでもよくわかりました。

特にまたこれは、公営住宅については、平成30年の実施設計、31年、32年での建設という形になってくるんですけども、第5章の施設の管理等についてというところで書いてありますが、「事業の目的や地域住民の利便性を考慮した管理運営方法について検討を進めます」ということなんですが、実際に子育て世代から高齢者までの方が一緒に住んで交流をするような機能を持たせるということになりますと、ハードだけではなくて、ソフト面での仕掛けも必要ではないかというふうに考えます。

我々も釧路町の先進事例を見に行ったときに、やっぱり中に入居してからのいろんな仕組みづくり、交流ができるような仕組みづくりというのも運営されておりましたので、そういったものも必要かと思います。そういったものというのは、入ってからだと拒絶反応を起こす可能性もあり、やはりそのあたりのところも合わせてしっかり検討していただきたいなというふうに思いますので、要望しておきたいと思います。

(1) 付託事件審査

①議案第11号 光市営バス運行事業に関する条例の一部を改正する条例

説 明：小野商工観光課長 ～別紙

質 疑

○森戸委員

この路線を延ばしたということで、今回の改正でどのぐらいの予算を見込んでいるのか。

○小野商工観光課長

今回の路線延長につきましては、若干ガソリン代等がかかりますが、またこの条例とは直接関係はありませんが、一部電話予約によるデマンド化というのを図ってまいりたいと考えておりますので、差し引きいたしますと、ほとんど予算には影響がないと考えております。

以上でございます。

○森戸委員

わかりました。気になる言葉がありましたが、デマンド化というのはどういうことなんでしょうか。これとは違うんですか。

○小野商工観光課長

デマンド化と言いますのは、利用者の少ない岩田三輪線と城南原線について、電話があったら走らせるというような形の簡易なものなんですが、そういったこととセットでやっていきたいと考えております。

以上です。

○森戸委員

電話があったらというのは、それは例えばエリアが設定されていて、それに対してどこに電話するんですか。バス会社に直接、何時から何時までとか、そんな何かとり決めみたいなものがあるんですか。

○小野商工観光課長

まだ調整中ではございますが、30分前までにその路線を利用するという電話連絡を委託先のタクシー会社にしていただくというような形を考えております。

以上でございます。

○森戸委員

了解いたしました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第24号 光市事業所設置奨励条例の一部を改正する条例

説 明：小野商工観光課長 ～別紙

質 疑

○森戸委員

予算でもあるのかとは思いますが、これはどのぐらいの見込みをしておられるんですか。

○小野商工観光課長

今回の要件緩和にかかわる予算は、平成29年度以降に反映されるということになりますが、参考までに平成26年中に建物を新增設した小規模事業者を調べましたところ2件で、それに係る固定資産税総額は約20万円程度となっております。

以上でございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第25号 光市本社機能移転等における固定資産税の不均一課税に関する条例

説 明：小野商工観光課長 ～別紙

質 疑

○森戸委員

ちょっと教えていただければと思います。80ページの全体的なところなんですけど、どういう業種といいますか、どういうものが想定されるのかということと、特別な償却設備というものは何なのか、特定業務施設とは何なのか、その辺のところをちょっとざっと教えていただけますか。

○小野商工観光課長

特定業務施設とは本社機能ということでございまして、これはいわゆる調査企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門のいずれかを有する事業所、研究所、研修所であって、重要な役割を担う事業を含む事業所と規定されてい

ます。

続きまして、特別償却設備でございますが、これは特定業務施設、先ほど申しました特定業務施設の用に供する減価償却資産で、取得価格の合計が3,800万円、また中小企業等は1,900万円以上の家屋または構築物や償却資産をいいます。

以上でございます。

○森戸委員

これは県が27年10月に活力向上の地域特定業務のプロジェクトの策定をして、国から認定を受けたことによるものだという事です。こういったものは、どうなんですか、全国から見て山口県だけのことなんですかね。それとも、ほかの地域でもこういう仕組みがあるんですか。

○小野商工観光課長

これは先ほど申しました国の地域再生法の改正によるものでございまして、県外の状況は把握しておりませんが、県内におきましては、県を初め、市町、19市町で議会上程の時期は多少違いますが、一斉に歩調を合わせて不均一課税を行うと聞いております。恐らく全国的な動きではあるとは考えております。

以上です。

○森戸委員

もちろん県がやるんですから、県内のことは当然当たり前のようにやるんでしょうけど、これを通じて、どういうふうに我々として生かすのか、その辺のところは何かあるんですか。我々としての生かし方は、整備をしておくというだけじゃなくて、もう一歩進んだところというんですかね、何か県のほうから情報としてあるのか、そういう意味で、県外はどうなんかという意味合いでも聞いたわけなんですけど、いかがですか。

○小野商工観光課長

当然のことながら、これまでも企業誘致活動は行っておりますので、こういったことも一つの武器にしていきたいと考えております。

○森戸委員

それは当たり前のことでしょうけど、県のほうからの情報というんですか、やりとりを深めて、うちにどうぞとやるのか、積極的に売り込んでいくのか、その辺のところはどうなんですか。

○小野商工観光課長

先ほども申しましたが、県内はもちろんのこと、全国規模で不均一課税が行なわれるということで、なかなか光市独自の制度として売り込んでいくというのは、難しいと考えますが、その分、光市は独自に事業所の設置奨励なども行っておりますので、そうい

ったこともあわせましてPRをしていきたいと考えております。
以上です。

○森戸委員
よろしく申し上げます。

○木村（則）委員
ちょっと私からも1点。先ほど業種の説明をいただきましたけれども、この業種を限定される理由というのは何なんですか。

○小野商工観光課長
先ほど申した業種というのは、業界というような意味ではございません。
要するに本社機能ということでございますので、ある程度その会社の中でも重要な基盤だと理解をしております。

○木村（則）委員
濟いませぬ。ちょっと一般市民から私が聞かれる場合もありますのでね、その辺をちょっとお答えいただきたいんですけども。つまり、いろんな業種といいますかね、職種といいますか、あるわけですけども、先ほどの御説明に限っているというのは、何かソフトパークに誘致したいとか、何かそういう理由があるのかなということでお尋ねしてます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○小野商工観光課長
申しわけございません。先ほど私が説明いたしましたのは、業種に関係なく、こういった機能が特定業務施設であるという説明でございます。業種については特段決めごとにはございません。
以上でございます。

○木村（則）委員
わかりました。
以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

④議案第1号 平成28年度光市一般会計予算（経済部所管分）

説 明：小野商工観光課長 ～別紙

質 疑

○畠堀委員

それでは、171ページの観光PR事業についてお伺いします。昨年度まで体験型の旅行連携推進事業交付金というのがあったと思いますが、本年度なくなっておりますけど、このあたりの背景について教えていただきたいと思います。

○小野商工観光課長

本事業につきましては、平成25年度から平成27年度までの3年間にわたって取り組んでまいりまして、本年度は1件の旅行誘致を実現したところでございます。

この活動で一番お金がかかるのは、パンフレットの製作や印刷などの広告宣伝費及び旅行誘致活動や視察受け入れに関する旅費でございますが、28年度はパンフレットの在庫がございますので、今年度は予算を計上してないということでございます。

しかしながら、本事業につきましては、引き続き協議会を運営しながら、旅行誘致活動及び新たなプログラムの開発を行ってまいります。

以上でございます。

○畠堀委員

了解いたしました。

それからもう1点ですけれども、これは予算の概要のほうなんですけれども、29ページにあります創業支援事業についてなんですけど、こちらの融資制度については一般質問等での質疑の中で大分理解をしました。創業支援事業計画について、もう少し詳しく教えていただきたいのと、あわせてワンストップ窓口を設置するということなんですけれども、そのワンストップ窓口についてはどういった機能、役割を持たせようとされているのか教えていただけたらと思います。

○小野商工観光課長

まず創業支援事業計画でございますが、これは一般質問でも部長がお答えしておりますが、国の産業競争力強化法に基づいた計画で、市内で新たに事業を開始しようとする人に、市はもちろんのこと、商工会議所や金融機関等が連携をしながら創業者を支援しようとするものでございます。現在は市が融資制度をやっておりますし、金融機関や商工会議所等が創業セミナーや相談窓口等の支援業務をそれぞれに行っておりますけれども、この計画によりまして、創業支援機関相互の連携体制を整備し、市内での創業の実現と雇用の創出を図ってまいりたいと考えております。

次に、その事業計画にうたう事業内容ということでございますが、一つは先ほど申されました、市の中にワンストップ窓口を設けるということでございますが、このワンストップ窓口の機能というのは、創業者の状況を一元管理するためのカルテのようなもの

をつくりまして、金融機関や商工会議所などが行っている経営や財務、人材育成、販路開拓等の知識が身につくような事業を受けた方の認定や管理、各種セミナーの紹介なども行ってまいりたいと考えております。

いずれにしましても、市が新たに窓口を設けて、創業を希望される方の支援を継続して行っていこうというものでございます。

以上でございます。

○畠堀委員

創業支援事業計画については、今はじゃあ計画としては既にあるということによろしいんですか。

○小野商工観光課長

今調整中であり、計画はこれから策定してまいります。

以上です。

○畠堀委員

ワンストップというところで少しまだわかりづらいところがあったんですけども、今お話があったように、市が窓口になって、それぞれの専門機関のほうに紹介していくというような、そんな意味でのワンストップということなのかもしれません。それはそれで機能はすると思いますが、創業を考えておられる方というのは、やはり自分の人生をかけて、いろんな仕事を立ち上げていこうということになりますので、そういう方との人間関係というのが、ある程度構築されてこない、進んでこないんじゃないかというふうに思います。

そういった意味で行くと、ワンストップという言葉の中で役割を振っていくということでは、なかなかそういった方たちとの人間関係というのは難しいのかなというふうに思ったわけですけども。先進地の事例等を聞いてみましても、まずは創業者の方たちとの人間関係をつくっていくことが大事なんだということで、やはり事細かく日ごろからいろんな情報交換なり、情報提供をしていく必要があるのではないかと思います。そのあたりのところについて、その計画の中でそういった部分を取り組んでいこうとされておられるのか、計画のあり様っていうのは少しわかりづらいんですけども、どうでしょうか。

○小野商工観光課長

今までにも当然、商工会議所なり金融機関なりとは連携を図ってまいりましたが、単なる紹介ではなく、これからは市のほうで、その人がどのようなメニューを受けられたかというようなことまでも追っていきますし、信頼関係についても築き上げていきたいと考えております。

○吉本経済部長

補足をさせていただきますけども、一般質問でも少し説明をさせていただきましたけども、創業に関する機関といいますと、御存じのように商工会議所であったり、商工会、それから金融機関、山口県信用保証協会がいわゆる専門の窓口になると思います。市のほうで、そういう支援機関の制度に関して詳しく相談に応じたりというのは、これは技術的にも知識的にも無理だろうと思います。ただ、それぞれの機関で実際に提供されている制度であったり、それから情報であったり、そういったものは市のほうで集めて、必要な人に必要な情報を提供するといったイメージでとらえていただけたらと思います。

ですから、より専門的になりますと、やはりそれぞれの機関に行っていたかかないといけなくはなりますが、創業の気持ちをお持ちの方、意欲をお持ちの方が市に来られたときに、これは市のほうではわからないからというのではなくて、商工観光課に来ていただいたら、例えばどこそこではこういう情報があります、こういう制度がありますというのを説明をさせていただくということでワンストップ窓口というふうに表現をさせていただきます。

以上でございます。

○畠堀委員

わかりました。これについては、今までよりか一步踏み込んだ取り組みということで、そのあたりについては評価できるというふうに思います。

ただやはり先進地の事例なんかを見てみますと、やはりそこにある程度、長期間に滞在して、やはり日ごろからの人間関係をつくっていくと。ある程度ローテーションで変わっていくというふうになりますと、なかなか相談もしにくいというようなことも聞いております。こういった事業を進めていくその先には、もう少し突っ込んだ事業なり、地場産業の専門家の方に来てもらうとかというやり方もあるんだらうと思いますが、もう少し研究しながら進めていっていただければと思います。要望しておきたいと思えます。

以上です。

○加賀美委員

141ページにシルバー人材センターの運営補助金があるわけでありましてけども、これが予算は全体的にもう下がるか、並行か、特別な場合が上がるというような形の中で、毎年この3年間上がりつつあるんですね。だから、シルバーをどういう位置づけにしてあるのか、そこをお尋ねしたいと思えます。例えば、3年前が728万円、去年が848万円、このたびは900万円、このように増える、ここの理由をちょっと聞かせていただきたいと思えます。

○小野商工観光課長

シルバー人材センターの補助金でございますが、これは国からも直接補助が出ておるわけでございますけれども、国の補助金を限度額で受けるためには、市が同額以上の補助を行うことが条件ということになっております。このことからシルバー人材センター

の安定的な運営を図るために、国がシルバー人材センターの事務執行方針に基づいて示した内示額と同額を交付しているという状況でございます。

平成28年度の増額理由につきましては、これもやはり今申しましたとおり、運営費に係る国の補助限度額の変更に伴うものでございまして、内容的にはパソコンや車両に係るリース費用、事務所の借り上げ料、電話機等の管理費の増額でございます。

○加賀美委員

確かに、今シルバー人材センターが果たしている機能というのは大きいわけだし、計上もちょっと厳しいような状況の中で、増えることは問題はないと思います。今のお話で国からもそういうあれがあったということで理解いたしました。

じゃあ、次は167ページの地域交通網の形成事業で、事業交付金が、これは970万円ほど上げられているんですけども、これはどんなところに依頼する交付金を出す予定なのか、ある程度わかる範囲でちょっと教えていただけたらと思います。

○小野商工観光課長

本計画の策定に当たりましては、一般質問でも部長がお答えしておりますが、既に設置をしております光市地域公共交通会議を拡充する形で、市は当然のこと、国や県、警察署等の行政機関、鉄道、バス、タクシー等の交通事業者、さらには市民の代表者などで組織をいたします協議会を設立しようと考えております。交付金というのは、その協議会に対して交付するものでございます。

以上でございます。

○加賀美委員

じゃあ、主に事業費のうち970万円の大きな予算項目ですね、どういうものに使われるのか、そのあたりがわかれば教えていただきたい。

○小野商工観光課長

970万円の予算でございますが、これは先ほど申しました協議会等の事務費を除く、大半が交通計画策定の専門技術を持つコンサルティング業者への委託費用でございます。

以上でございます。

○加賀美委員

わかりました。コンサルタントも一緒になって検討して、それでコンサルタントにその交付金を出して設定させて、そしてみんなで検討するっちゃう考え方なんですね。

○小野商工観光課長

コンサルティングへの業務委託というのは、先ほど申しました協議会から委託することになりますが、この計画の策定に当たりましては、アンケートやヒヤリング調査、状況調査、現況調査など人手を要する業務が多い上に、周辺市町の情勢や地域社会に与え

る影響などかなり細かいところまで短期間に集計、分析、評価と行うという必要があることから、こういったコンサルティング業者を活用するというところでございます。

○加賀美委員

家からそのまま寄れば、ずっと目的地まで運んでくれるデマンド交通なんかも入っていると思いますが、そういう点もよろしく御検討願いたいと思います。

以上です。

○吉本経済部長

すみません。今の加賀美委員さんの御発言がちよっと気になりました。デマンド交通を実施するための経費は、この中に入っているわけではございませんので、よろしくお願いいたします。

○加賀美委員

わかりました、どうも。

○森戸委員

141ページのU J I ターンの就職説明会補助金について、これはいつぐらいから想定しているのか、周知はどのようにされるのか。具体的には、どういうお金の出し方をするんですかね。1社に対して1人なんか、2人なんかとか、何かの基準があれば示していただけたらと思います。

○小野商工観光課長

このU J I 就職説明会の補助金でございますが、これは県が実施いたしますU J I ターンの就職説明会に参加する企業に対して、旅費及び宿泊費の半額程度を助成、補助するものでございます。事前に概算払いをするのか、事後になって実費の半分を払うのかという詳細なことにつきましては、これから検討してまいりたいと考えております。

それから、周知方法ということでございますが、市広報やホームページはもちろんのこと、商工会議所、商工会等の所報や各種会議等に我々も参加させていただいておりますので、そういった機会等を活用して周知に努めたいと考えております。

以上でございます。

○森戸委員

この説明会というのは、県は初めて開かれるんですか、今までやっているんですか。その辺のところはどうなんですか。

○小野商工観光課長

平成27年でいいますと、大阪と東京で1回ずつ開催しております。今年は2月の21日に東京会場で、16社が参加して開催しております。新年度につきましては、まだ県のほ

うから実施予定が明らかにされていないことから、場所や回数は未定でございます。今後、県との連携やその辺の情報収集は行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○森戸委員

16社というのは県内企業が16社なんですか。

○小野商工観光課長

県内企業が16社です。

○森戸委員

光からどのぐらいおられるのかわかりませんが、恐らく中小企業に対しても負担がかかるので門戸を開こうというようなことだろうとは思いますが。少しでも前向きなことであろうかと思しますので了解をいたしました。

説 明：国本農業委員会事務局長 ～別紙

質 疑

○森戸委員

臨時職員を雇われたというのは何らかの理由があるんですか。対応歳入として農地バンクのほうですかね、集中管理機構ですかね、そこから何かお金が入ってきているような話がありましたが、その辺のところはどうなっていますか。

○国本農業委員会事務局長

臨時職員の雇い入れの計画につきましては、平成26年度の農地法の改正によりまして、農地台帳及び農業地図の電子化整備と一部農地に係る情報の公開、2番目に農地台帳の整備項目の追加、3番目に年に1回の管内全域の農地利用状況調査の実施、4番目に遊休農地の農地利用意向調査の実施が法定義務化されたことで事務量が激増しております。このために、機構ではなく県の補助メニューを活用して臨時職員1名を雇用しようとするものでございます。機構の事業とは別建てのものでございます。

以上です。

○森戸委員

どうお尋ねしたらいいのかわかりませんが、この4月に施行されます改正農業委員会法では、農地利用の最適化推進委員を新たに置くということを義務づけています。その推進委員は、地主を訪ね、農地を広げたい農家を紹介することが業務であります。その意味合いは今の意味合いとは違いますよね。どうでしょうか、その辺のところは。

○国本農業委員会事務局長

ただ今の、この4月からの法改正による農地利用最適化推進委員さん、これにつきましては、農業委員会制度の改正でございます。この委員さんが現場で動かれる内容と、先ほど申しあげました臨時を雇い入れるものとは、これは内部の事務作業でございますので、そこはちょっと違います。

○森戸委員

だとすると、その推進委員さんというものは、今回4月からの部分に関しては、光市農業委員会としては、そういう方を置くのか置かないのか、その辺のところはいかがですか。

○国本農業委員会事務局長

先ほど申しあげましたものとちょっと重複するかも知れませんが、ちょっと頭から御説明を申しあげたいと思います。

制度改正につきまして、基本的に必須業務として追加されましたものが、農地利用の最適化という法の定める業務でございます。具体的に言いましたら、担い手への農地利用の集積集約、それから耕作放棄地の発生防止と解消、それから新規参入の促進とされておりまして、これは今までも農地の有効活用ということで活動を続けているものでございます。それを行うための体制として農地利用最適化推進委員が創設されたわけでございます。農地利用最適化の業務を主に現場仕事を担うとされたところでございます。農地利用最適化推進委員は、そういった農業委員とは役割を分けた形で置かれるものでございまして、これにつきまして、4月から法は施行されます。ですけれども、現農業委員さんは、その任期まで、平成29年7月19日まで在任されます。ですから、具体的には、平成29年7月20日以降の設置という形になります。

以上でございます。

○森戸委員

ちょっとわからないのが、要はその農業委員さんと推進委員さんの部分は、今後は平成29年7月20日以降は同一となって農業委員さん自体の呼び名が変わっていくのか、どうなんですか、その辺のところは。

○国本農業委員会事務局長

農業委員という呼び名は残ります。それと創設されたものが農地利用最適化推進委員ということで、二本立てで、この2つの委員さんをあわせて農業委員会という組織になります。

以上でございます。

○森戸委員

わかりました。その委員さん、推進委員は法定で決められたものでしょうから、その方が活動する部分の予算に対しては、今後どうされるんですか。それが設定されたとき

には補正を組んで対応されるのか、そういう流れとして考えたんでよろしいですか。

○国本農業委員会事務局長

先ほど申しあげましたように、現委員さんの在任が、平成29年7月まで在任されます。その後の選任になりますから、予算的には29年度の予算に反映されます。

以上でございます。

○森戸委員

了解をいたしました。それで、要はここでお尋ねするのがいいか、別部門でお尋ねするのがいいかわからないんですが、現在、その耕作放棄はどのぐらいの面積があるんでしょうか。そういうものに対して、どのように農業委員さんが指導をされているのか、その辺のところはどういう動きになるんでしょうか。

○国本農業委員会事務局長

耕作放棄地の面積につきましては、2010年の農林業センサスにおきまして、光市では274haとなっております。この耕作放棄に関する指導につきましては、平成26年4月からは、遊休農地の所有者に対する直接的な指導ということから、農地に対する利用意向調査と農地中間管理事業への誘導の形ということになっております。苦情処理というふうな形でのその対応は、事務局に寄せられたもののほかにも、農業委員さんが直接聞かれて個別に対応された例もかなりあるようにお聞きはしております。

以上でございます。

○森戸委員

個別に対応されたりするケース、事務局で聞くケースも含めて、例えば耕作放棄されたのが生産のほうに変わるなり、どこかに紹介をされるなり、そういうケースというのはあったんですね。

○国本農業委員会事務局長

維持管理という面で草刈りを実施されたというケースもございますし、ほかの事業を使って、ほかの農業者に斡旋をした、そういった事例もございます。

以上でございます。

○森戸委員

わかりました。私も通報したことがございますし、要は、この放棄地をどうするかというところが今後の大きな課題で、全国的に見ると、富山県ぐらいの広さの土地が放棄されたということでありまして。農業委員会法も改正をされて、農地利用の促進が今後図られていくんだろうとは思いますが、こういう制度があるわけですから、積極的な動きを今後も注視をしていきたいと思っております。

以上です。

説 明：末岡農業耕地課長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

質 疑

○木村（則）委員

147ページ中ほどより下の農業振興拠点施設整備事業、先ほどの御説明でウッドデッキが張りかえということでありましたけれども、どのあたりで何m²程度あるんでしょうか。

○末岡農業耕地課長

ウッドデッキの張りかえでございますが、駐車場から入られて正面に、階段がありますが、階段部分を含みまして100m²、雨ざらしといいますか、屋根がない部分、100m²を予定しております。

以上でございます。

○木村（則）委員

私もちょっとこの計画の際には、5、6年、あるいは6、7年でそういう状況に必ずなるから、やはりウッドデッキは適切ではないというふうに指摘をさせていただきましたけれども、これ、まあ今後、永年繰り返すということになろうかと思えます。それでやはりここで一回ちょっと改めて見直し、つまりはウッドデッキではないものということもあろうかと思えますので、そのあたりを検討する必要があるかと思えますが、いかがでしょうか。

○末岡農業耕地課長

今回予算を上程するに当たりまして、いろいろ検討もさせていただきました。天然木でないもの、人工木であるとか、また煉瓦調にするとか、そういうものを検討したところではありますが、まだまだ全体が悪いわけではございません。部分的に悪いところを補修ということを考えまして、営業に支障のない範囲で工事ができるということで、今回も天然木、国産の材料ということにしたわけでございます。

以上でございます。

○木村（則）委員

あの部分は、店に来られる方の安全といったものが第一であろうかと。それからやっぱり生涯コストといいますかね、木材以外のものであったりすると、インシヤルコストというのは当然膨らむわけでしょうけども、今後、里の厨の発展のためには、やっぱり20年、30年、40年という長いスパンで考えていくべきだと私は考えるわけですけども。一応そういったお答えだということで了解はいたしました。

以上です。

説 明：藤井水産林業課長 ～別紙

質 疑

○磯部委員

ちょっと1点確認をさせていただきたいと思います。

163ページになるのかわからないんですけど、今さっきの説明で、海岸保全施設補修、これは西ノ浜の東護岸でしたね。海岸保全整備の部分で、2年間かけて養浜の調査などをやられた結果として、今度、新年度にそのあたりの公表なり、今後の取り組みというところで予算がどのようになってるのか、説明ではわからなかったのでお知らせいただきたいと思います。

○藤井水産林業課長

今現在、2回目の試験養浜を終えた後も、継続して測量調査を実施しております。27年度分については繰り越しで調査業務を行っており、28年度も今御説明したように継続の調査を予定しております。これからも一定期間の継続調査が必要になってまいりますので、早ければいいんですけども、適切な時期に大型養浜に向けた試験養浜後の測量調査の結果報告と、大型養浜をどのようにしていくか、その他のこともございますけれども、そういった点も含めて説明させていただきたいと思います。

以上でございます。

○磯部委員

わかりました。27年度、国の補助がなかなかつかなかったという状況もありまして、予算の執行ができてなかったということは、新年度、どういう形でなるのかというの、また注視していきたいと思います。その養浜のあり方というのは、どういうふうになったかというのは早急にというか、新年度になって一定の時期に御説明があるという理解でよろしいですね。

○藤井水産林業課長

はい。28年度中にやりたいんですけど、まだ調査業務を継続しておりますので、はっきり今いついつと言うのはなかなか申し上げにくいんですけど、適切な時期に行いたいと考えております。

○磯部委員

それと、もう一つ。159ページ、上段の松林対策事業について、ちょっと書き留められなかったんですけども、毎年、空中散布などが、体の被害等の影響がありまして、数年前から全てが樹幹注入に移行されました。なかなか枯れ松などが多い中で、多くの議員さんからも委員会の中で問題提起があったと思いますけれども、基本的には、新年

度、随分その本数としたら、増やしていらっしゃるんでしょうか。虹ヶ浜のことはわかったんですけども、もう少し詳細に教えていただけたらと思っております。

○藤井水産林業課長

詳細といたしますか、この枯れ松の対策は樹幹注入を行うわけですけれども、薬剤の効果期間がありまして、その効果期間を基に光市内の松の区域分けをした上で、年次的な計画で樹幹注入をやっているわけでございます。したがって、一つの年度にたくさん樹幹注入をやるということはなく、その薬剤の効果に合うような区域配分をしているので、特に今年が多いとか来年が少ないとかいうわけではございません。

それと、確かに枯れ松はなかなかなくなるのですが、27年度の枯れ松の状況を見ますと、前年度よりかなり少ない枯れ松の本数になってはおります。

以上でございます。

○磯部委員

こも巻きなんかも、この前、新聞で見ましたけれども、松ケムシの幼虫が何もなかったということで、よかったのか。それがどういうふうになるのかっていうのはわかりませんが、そのあたりも含めて、こも巻きの問題、課題、枯れ松の問題というのは、非常に沿線上に住んでいらっしゃる方にとっては非常に大きな問題であります。新年度、また注視しながら、そのあたりを検討していただきたいということをお願いをしておきたいと思います。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」